

平成30年度包括外部監査(意見)に係る対応状況等

(単位:件)

対応状況の区分	件数
対応済	84
対応中	0
意見件数	84

平成30年度包括外部監査(意見)一覧

No.	項目	所管課	報告書記載頁
1	契約書の印紙税額について	各課	63
2	入札（見積）結果の公表期間について	契約課	71
3	プロポーザル取扱実施要領の策定について	契約課	71
4	機密文書再資源化処理業務委託（予定価格の積算について）	総務局総務部総務課	73
5	機密文書再資源化処理業務委託（委託事務の管理について）	総務局総務部総務課	77
6	職員定期健康診断等業務委託（競争性の確保について）	人材育成課	78
7	職員定期健康診断等業務委託（予定価格の積算について）	人材育成課	80
8	千葉市職員ストレスチェック業務委託（事業の効果について）	人材育成課	82
9	情報システム開発・保守サービス利用契約等（委託効果の公表について）	情報システム課	84
10	パラスポーツ応援事業企画業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	オリンピック・パラリンピック調整課	86
11	東京2020大会に伴うボランティア体制構築等業務委託（委託事務の管理について）	オリンピック・パラリンピック振興課	88
12	東京2020大会に伴うボランティア体制構築等業務委託（契約期間について）	オリンピック・パラリンピック振興課	89
13	本庁舎設備運転監視及び保守年間業務委託（委託事務の管理について）	管財課	91
14	市民総合窓口課業務派遣委託（契約形態及び契約期間について）	区政推進課	93
15	ちば市政だより制作等業務委託（契約期間について）	広報広聴課	96
16	市役所コールセンター等構築・運用業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	広報広聴課	102
17	市役所コールセンター等構築・運用業務委託（委託事務の管理について）	広報広聴課	104
18	学校体育施設開放事業運営業務委託（契約方法について）	スポーツ振興課	105
19	千葉市臨時福祉給付金(経済対策)支給業務一括委託（積算内訳書の徴収について）	保健福祉総務課	108
20	保健医療・衛生情報システムデータベースソフト改修等業務委託（積算内訳書の徴収について）	保健福祉総務課	109
21	千葉市被保護者就労促進事業業務委託（参加資格要件について）	保護課	111
22	医師出動管理委託（積算内訳書の徴収について）	健康企画課	113
23	特定健康診査等のデータ入力委託（請求金額の検証について）	健康保険課	116
24	千葉市国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務委託（競争性の確保について）	健康保険課	118
25	千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託（請求金額の検証について）	健康保険課	119
26	千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託（仕様内容について）	健康保険課	120
27	更生医療システム導入業務委託（積算内訳書の徴収について）	障害者自立支援課	121
28	千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託（委託料精算の確認について）	精神保健福祉課	123
29	千葉市子ども医療費助成事業に係る受給券等印刷等業務委託（参加資格要件について）	こども企画課	124
30	千葉市子ども医療費助成事業に係る受給券等印刷等業務委託（参考見積書の取得について）	こども企画課	125
31	子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配送業務委託（参加資格要件について）	幼保運営課	128
32	子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配送業務委託（参考見積書の取得について）	幼保運営課	128
33	千葉市里親制度推進事業業務委託（前金払の実施について）	児童相談所	130
34	千葉市流通・ブランディング事業実施業務委託（参加資格要件について）	農政課	134
35	千葉市流通・ブランディング事業実施業務委託（事業の効果について）	農政課	135
36	千葉市きばーアトリウム管理運営業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	中央区地域振興課	138
37	千葉市きばーアトリウム管理運営業務委託（仕様内容について）	中央区地域振興課	139
38	都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託（仕様内容について）	観光プロモーション課	144
39	都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託（契約の内容について）	観光プロモーション課	145
40	市営競輪開催に伴う臨時場外分開催経費 委託（資金の前渡について）	公営事業事務所	149
41	千葉競輪場開催業務等包括委託（契約の内容について）	公営事業事務所	152
42	立地適正化計画素案策定業務委託（予定価格の積算について）	都市総務課	153
43	立地適正化計画素案策定業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	都市総務課	154
44	若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託（事業の必要性について）	交通政策課	156
45	若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	交通政策課	156
46	若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託（契約方法（契約書の内容について）	交通政策課	157
47	千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他（工事事業者の管理）	交通政策課、土木保全課	160
48	千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他（管理費の算定について）	交通政策課、土木保全課	161
49	千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他（協定書について）	交通政策課、土木保全課	162
50	2020マリンスタジアム改修基本方針策定業務委託（仕様内容について）	建築管理課	164
51	稲毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事監理業務委託、千葉市幕張勤労市民プラザ大規模改造工事監理業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	建築管理課	166
52	街路樹維持管理業務委託、公園等維持管理業務委託（積算内訳書の徴収について）	5公園緑地事務所 （中央・稲毛公園緑地事務所、花見川公園緑地事務所、若葉公園緑地事務所、緑公園緑地事務所、美浜公園緑地事務所）	170
53	公園・街路樹剪定等業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	5公園緑地事務所 （中央・稲毛公園緑地事務所、花見川公園緑地事務所、若葉公園緑地事務所、緑公園緑地事務所、美浜公園緑地事務所）	180
54	花島公園維持管理業務委託、昭和の森維持管理業務委託、動物公園清掃等管理業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	花見川公園緑地事務所、緑公園緑地事務所、動物公園	183
55	千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託（契約期間について）	動物公園	187
56	動物公園汚水処理場外維持管理業務委託、動物公園設備等維持管理業務委託（長期継続契約の締結について）	動物公園	188
57	海浜幕張駅外3駅周辺自転車等駐車対策業務委託、千葉駅外2駅周辺自転車等駐車対策業務委託（最低制限価格の設定について）	自転車政策課	193
58	指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託（予定価格の積算について）	自転車政策課	195
59	指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託（競争性の確保について）	自転車政策課	196
60	幕張駅外36駅自転車駐車場管理業務委託（委託事務の管理について）	自転車政策課	198
61	車道及び歩道清掃業務委託（保証金の徴収・免除について）	各土木事務所維持建設課	203
62	車道及び歩道清掃業務委託（競争性の確保について）	各土木事務所維持建設課	204
63	千葉駅前地下道外3監視・管理業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	中央・美浜土木事務所維持建設課	206
64	草刈・除草外業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	各土木事務所維持建設課	208

No.	項目	所管課	報告書 記載頁
65	草刈・除草外業務委託（委託事務の管理について）	各土木事務所維持建設課	209
66	道路・下水道維持補修委託（仕様内容について）	花見川・稲毛土木事務所維持建設課	210
67	幕張本郷駅構内鉄砲塚こ線道路橋P1橋脚耐震補強工事委託、菅田跨線橋補修工事委託（協定書の内容について）	花見川・稲毛土木事務所維持建設課、緑土木事務所維持建設課	212
68	汚水処理施設保守点検業務委託（仕様内容について）	下水道整備課	213
69	中央区役所・千葉市美術館総合維持管理業務委託（契約の内容について）	中央区地域振興課	215
70	花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託 他（予定価格の積算について）	中央区を除く各区役所地域振興課	219
71	花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託 他（委託料の支払時期について）	美浜区地域振興課	225
72	若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託（参加資格要件について）	若葉区地域振興課	226
73	若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託、美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール清掃業務委託（予定価格の積算について）	若葉区地域振興課、美浜区地域振興課	230
74	千葉市教育研究事業委託（仕様内容及び業務の履行確認について）	教育指導課	233
75	千葉市立養護学校スクールバス運行管理委託（仕様内容について）	教育支援課	235
76	学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託（競争性の確保について）	保健体育課	237
77	小学校給食調理業務委託（予定価格の積算について）	保健体育課	241
78	小学校給食調理業務委託（委託事務の管理について）	保健体育課	243
79	小学校給食調理業務委託（積算内訳書の徴収について）	保健体育課	243
80	千葉市文化財普及業務委託（契約の内容について）	文化財課	247
81	千葉市図書館ブックメールカー業務委託（予定価格の積算について）	中央図書館管理課	253
82	千葉市図書館ブックメールカー業務委託（仕様内容について）	中央図書館管理課	254
83	千葉市図書館ブックメールカー業務委託（積算内訳書の徴収について）	中央図書館管理課	254
84	千葉市図書館ブックメールカー業務委託（業務の履行確認について）	中央図書館管理課	255

平成30年度包括外部監査結果(意見)
監査テーマ:業務委託に係る事務の執行について

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
1	契約書の印紙税額について	(1)現状分析 印紙税法第5条(非課税文書)第2号において、国や地方公共団体等(以下「国等」という。)が作成した文書は非課税文書と規定されている。一方、同法第4条(課税文書の作成とみなす場合等)の第5項において、国等と国等以外の者などが共同して作成した文書については、国等が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者が保存するものは国等が作成したものとみなすと規定されている。すなわち、民間の委託先事業者は市と取り交わす委託契約書の1部に印紙を貼付し、市は当該契約書を保存することとなる。 本監査の詳細調査において市保管の契約書における印紙の貼付状況を確認したところ、一部の事務において、市が保存する契約書に貼付されている印紙が印紙税法別表第一で定められる印紙税額と相違する場合が認められた。 (2)原因・問題点 市と委託先事業者との契約において、市が保存する委託契約書の印紙税額は、委託先事業者が納税義務者であるものの、国税である印紙税の適切な納付が行われるよう、市としても明らかに税額負担の不足等が認められる場合には、必要に応じて指導を行うことが望まれる。 【意見】 委託先事業者が負担する印紙税額について、適正な国税の納付が行われているかという観点から、市でも契約締結時に確認し、必要に応じて指導を実施されることを要望する。 納税義務者は委託先事業者であり、また、印紙税額に誤りがあっても契約の成立に影響を及ぼすものではないが、市と契約する委託先事業者に対して、明らかな印紙税の納付不足等が認められる場合には、契約当事者として適切な指導を実施していくことが望まれる。	対応済	委託先事業者が負担する印紙税額について、契約書に貼付されている印紙税額を契約締結時に確認するよう周知を図った。	各課
2	入札(見積)結果の公表期間について	(1)現状分析 各局が定める入札結果等の公表に関する事務取扱要領では、公表期間を「入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときから、その翌年度終了までとする。(ただし、長期継続契約にあっては、契約期間終了時の翌年度終了までとする。)」とされているが、委託業務の中には、年度初めである4月1日を契約開始日とするものも少なくなく、これらの契約事務では、3月度の定例議会における予算案の可決を条件に、契約前年度に落札者が決定される。このため、現状の取扱いにおいては、これらの委託契約に係る入札結果等の公表期間は、契約締結年度の末日となり、通年を期間とする委託契約は、契約期間終了とともに市ポータルページでの公表も終了することとなる。 (2)原因及び問題点 このような運用によると、契約年度に落札者等が決定される委託契約と比較して、公表期間が著しく短くなるおそれがある。長期継続契約においては、契約期間終了時の翌年度末までを公表期間としていることに鑑みても、公表期間の整合性が図られていない。 【意見】 入札(見積)結果の公表期間について、契約開始期間により偏りが生じないよう、ルールを見直されることを要望する。 入札結果等の開示は、入札に参加する事業者のみでなく、契約の透明性を確保するために、市民等に対して幅広く行われるものであるから、委託契約の内容により公表期間が偏らないよう配慮する必要がある。	対応済	入札結果の公表時期及び期間について、「契約の相手方を決定したときから契約期間終了時の翌年度終了まで」とし、千葉市入札情報等ポータルページにおける物品の調達及び業務委託等に係る入札情報等の公表に関する事務取扱要領を改正した。	契約課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
3	プロポーザル取扱い実施要領の策定について	(1) 現状分析 市では、公募型プロポーザル方式を幅広い業務委託で取り入れている。プロポーザル方式では、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務であり、価格競争によらず優れた企画提案を行う事業者と契約することにより、より効果的な業務委託を期待するものである。一方で、同様に価格以外の条件をもって落札者を決定する総合評価方式による競争入札と異なり、法令により契約プロセスの客観性や透明性が担保されているものでないことから、その運用には十分な留意が必要とされる。 現状、市においては、プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする場合の事務取扱について、方針が定められていない。一方で、本監査において、プロポーザル方式を採用している事務を確認したところ、広く企画提案を募るところ応募の資格要件が厳しく設定されている事務や競争入札によることも可能であったと考えられる事務が見受けられた。 (2) 原因及び問題点 市全体としてのプロポーザル方式の取扱いに係る実施要領等が定められていないため、プロポーザル方式による契約者選定を行おうとする場合には、各局の判断及び運用によっている。プロポーザル方式は随意契約の一形態であることから、その適用に当たっては、公平性、透明性の確保に特に留意する必要があるが、市としての取扱いが定められていないことから、これらの観点への対応が十分とは言えない。また、現在の運用においては、参加資格要件や評価基準の決定、企画提案書の評価等に当たり、外部有識者からの意見聴取や評価への参画が想定されていない。このため、公平性や透明性の観点に加え、高い技術力や専門的知識を必要とするためにプロポーザル方式を採用する中で、事業者選定が適切に行えず、期待する効果が得られないおそれがある。 【意見】 公募型プロポーザルに係る事務取扱いのルールを市として定められることを要望する。その際には、プロポーザル方式によることができる委託業務を明確にするとともに、公平性や透明性の観点に加え、より高い委託効果を得るために、外部有識者等、市職員以外の者からの意見聴取や評価への参画を可能にされるよう要望する。 専門的知識や企画力等を求める業務においてプロポーザル方式を選択することは、より高い委託効果を得るために有効な手段であるが、その運用方法によっては、契約の公平性や公正性、透明性を害することになりかねないため、十分な留意を要する。	対応済	公募型プロポーザル方式の定義・手順・注意点等を纏めた事務取扱いを作成し、通知します。	契約課
4	機密文書再資源化処理業務委託(予定価格の積算について)	① 現状分析 本委託業務は、本庁及び各区役所に係る機密文書の再資源化処理を行うものである。平成29年度の予定価格は、市で積算を実施しておらず、過年度の契約実績に基づき決定している。なお、市担当者によると近隣相場は30円/kg程度であるとのことだが、予定価格は相場より低く設定されている。その結果、平成29年度は一般競争入札によったものの、予定価格を下回る入札がなく、入札不調で随意契約に移行し、入札価格(25円/kg、税抜)を大きく下回る価格(20円/kg、税抜)にて価格決定されている。 ② 原因及び問題点 本委託業務においては、相場と著しく乖離していることが認識されているが低額な予定価格が設定されている。その根本的な原因は、本業務を確実に履行する上での適正価格の積算が十分に行われなかったため、過去の契約価格が近隣相場を著しく下回っているにもかかわらず、市の厳しい財政状況の中、前年度実績が踏襲されたためと考える。 その結果、著しく低額な価格での業務の履行を事業者に強いることにより、業務の品質が十分に確保されないおそれがある。 【意見】 予定価格の設定に当たっては、適切な積算根拠に基づき算定されることを要望する。 本契約においては、収集運搬、粉碎・溶解処理などの段階に分けて工数や直接経費、設備の減価償却費用などを考慮して、細目別に積算した上で予定価格を設定する必要がある。積算による予定価格の設定が困難と認められる場合には、複数事業者から参考見積書を徴収するとともに、市場価格や他の団体・部署における契約実績などとの比較分析を行い、実勢価格と整合した予定価格を設定する必要がある。	対応済	平成30年度契約分より、複数事業者からの参考見積徴収、仕様内容が近い政令市の契約実績の調査を実施し予算要望を行ったうえで、入札における予定価格を設定している。	総務局総務部総務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
5	機密文書再資源化処理業務委託(委託事務の管理について)	① 現状分析 本契約における委託仕様書の第9項は、実施状況の確認のための項目となっており、同項第1号は「本市は、指定する職員を、この業務に立ち会わせることができるものとする」、同項第2号は「必要に応じて、再資源化した機密文書についての証明書の提出を求めることがある」、同項第3号は「必要に応じて、ビデオテープ等によりこの業務の執行を撮影させ、当該ビデオテープ等を提出させることがある」と定めている。 上記の委託仕様書第9項第1号の規定を根拠に、年1回程度、市職員が回収～破碎までの工程に立ち会い、業務の実施状況を確認している。 一方、立会者による報告書は作成されておらず、市職員における立ち会いの証拠として本監査において提出された写真は平成23年度のものであった。また、委託仕様書第9項第2号の規定に基づく再資源化の証明書は入手していないが、委託仕様書第5項第5号に基づき、破碎処理の都度、処理数量(重量)を記載した完了報告書を提出させている。一方、委託仕様書第9項第3号の規定に基づくビデオテープ等の提出は、現在のところ求めているない。 ② 原因及び問題点 情報管理の重要性を踏まえると、事業者が漏れなく、かつ速やかに機密文書を処理しているか十分に確認すべきである。 本委託業務の資格要件として、「受託業者は機密文書を千葉市の認める方法(破碎・溶解等)により再資源化を行うことができる施設を有する者であること」が求められているが、ISOやプライバシーマークなどの認証は求めているない。機密文書の処理という業務の重要性に鑑みると、毎回確立した業務手順により当該処理が実施されていることが担保されていない状況では、年10回程度実施される業務のうちの1回程度の立ち会いのみでは、適切な業務の遂行に関する確証を得るには十分といえない。 【意見】 機密文書の処理という市の情報を取り扱う重要な業務であることを考慮し、情報漏えいの防止や、漏れなくかつ速やかに機密文書の処理が行われているかを十分に確認するため、以下のような施策を適切に組み合わせて、業務の適切性を確保することを要望する。 ➤ 回収～破碎までの処理状況の実地検査を、抜き打ちも含めより頻繁に実施する。立会の頻度については、他の条件(ISO等の取得状況や映像の提出)なども考慮して決定するが、そうした取組みがない場合は、毎回立ち会うことも考えられる。なお、引渡日にすべての書類の処理が完了しない場合は、引渡翌日などにも実地検査を行うことも検討する。また、立会結果は文書に残すことが望ましい。 ➤ 入札参加資格に、ISO27001やプライバシーマークの取得などの要件を設ける。 ➤ 処理状況を記録した映像を提出させる。	対応済	これまでも毎年少なくとも1回は現地での立会いを行っていたが、適切に記録が残されていなかったため、平成30年度は12月21日(金)に立会いを行い、記録文書を作成した。 今後立会いの頻度を増やすとともに、作業映像等を市が撮影できるよう仕様書の内容を変更した。また、必要に応じて受託者に対し処理中の映像等の提出を求めていく。	総務局総務部 総務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
6	職員定期健康診断等業務委託(競争性の確保について)	① 現状分析 本委託業務は、一般競争入札により執行されているが、1者入札が続いている。入札参加資格審査会において、本仕様及び参加要件のもとで応札可能な事業者数は5者見込まれると発注課が回答しているが、直近10年間において委託先事業者以外の応募はない。 発注課では、他の事業者が入札に参加しない理由について特段分析していないが、市職員全員(5,000名以上)を対象とする仕様のため業務量が多く、各病院等の通常業務に加えて本業務を引き受けることが難しいことが要因として想定される。 なお、入札参加要件として、月500名の健康診断が実施可能なことが挙げられているが、これは職員数÷10か月(一般健診の実施期間)≒500名として計算したものであり、仕様を前提とすると妥当なものである。 ② 原因及び問題点 指名競争入札と異なり、一般競争入札の場合は入札者が1者でも入札は有効に成立するものの、同一事業者による1者入札が長期間継続している状況は、競争性が確保できていない状況を強く示唆するものである。実質的に競争性が無いにも関わらず形式的に一般競争入札を継続することは、金額の高止まりなどを招くおそれがある。 本契約については、市では仕様内容の見直しや、他の応札可能な事業者を指名しての指名競争入札の執行など、入札者を増やすための取組みを実施していない。 【意見】 同一事業者による1者入札が長期間継続している状況は、競争性が確保できていない状況を強く示唆するものであるため、そのような契約については仕様内容や入札方法の見直しを行うことを要望する。 本契約においては、以下の点について、調査・検討を行うことを要望する。 > 応札可能とみられるが入札に参加しない事業者に対して問い合わせ、入札に参加しない理由について把握する。 > 区や庁舎などを単位として契約を分割し、1契約あたりの業務量(及び業務量を前提とした資格要件)を低減して応札可能業者数を増やすことを検討する。 > 応札可能な事業者を指名して、指名競争入札を行うことを検討する。	対応済	【入札に参加しない理由の把握について】 近隣の健診実施機関へ参考見積依頼時に聞き取りを行い、入札に参加しない主な理由は、以下2点であることを確認した。 ・実施していない特殊健康診断の検査がある。 ・月500人規模での健診受入れが難しい。 【庁舎などを単位として契約を分割し、1契約あたりの業務量を低減することについて】 平成26年度まで定期健康診断と特殊健康診断の契約を分け、別日程で実施していたが、職員が複数回健診機関へ行く必要があったため、職員の利便性の向上、受診率の向上、業務効率化の観点から、一括契約に変更した経緯がある。 また、入札事業者の参考見積書によると、月500人規模で定期健康診断を実施し、特殊健康診断も含めて一括契約とすることで契約単価を抑えることができている。 健診の種類や庁舎などを単位として契約を分割すると、割高となる、医療機関ごとに判定基準が不統一などの課題があり、仕様を見直すことは困難である。 【応札可能な事業者を指名して、指名競争入札を行うことについて】 近隣の健診実施機関は、実施していない特殊健康診断の検査があること、月500人規模での健診受入れが難しいことから、早期の入札方法の見直しは困難である。	人材育成課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
7	職員定期健康診断等業務委託(予定価格の積算について)	① 現状分析 本委託業務においては、予定価格(単価)が前年度の契約実績によっている。なお、他の事業者からの見積りや、予想される工数に基づく積算などは行われていない。 ② 原因及び問題点 予定価格の積算の基準としている前年度の契約単価は、1者入札の結果決定されたものであるため、工数等に基づく積算や他の事業者との見積りなどと比較しなければ、相場や実際の工数と乖離した単価となり、予定価格ひいては契約金額が高止まりするおそれがある。また、前年度の契約単価のみに基づいて費用を見積もっている場合、費用削減の余地を検討しにくい。そのため、翌年度の予算の要求や執行予算の配当等の場面において、財政部門に金額の合理性を説明しにくい。その結果、必要な額より低い金額が配付されることとなり、予定価格設定時に実際と乖離した受診者数で見積もらざるを得ない状況となる。 【意見】 予定価格の算定にあたっては、作業量や経費などを考慮して積算されることを要望する。 なお、このような積算が困難と認められる場合においても、複数事業者からの見積書の取得、他の同事業を実施する団体における契約実績などとの比較・調整の上、より適正な予定価格の設定に努められることを要望する。	対応済	令和2年度の入札から、他の事業者との見積り比較を行った上で予定価格を設定した。	人材育成課
8	千葉市職員ストレスチェック業務委託(事業の効果について)	① 現状分析 平成26年度の労働安全衛生法の改正により、労働者を常時50名以上雇用している事業場において、年1回以上の心理的な負担の程度を把握するための検査(以下、ストレスチェックという。)、及び検査結果を受けた者への医師による面談指導、必要に応じた就業上の措置の実施が義務付けられている(労働安全衛生法第66条の10)。また、ストレスチェックの結果の集団分析も努力義務となっている。初回のストレスチェックは、改正労働安全衛生法の施行日(平成27年12月1日)から1年後の平成28年11月30日までの間に行う必要があった。市では、平成28年度において、厚生労働省が公表している「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に沿った仕様で、ストレスチェック等の実施(*1)に関する業務委託契約の入札を行い、業務委託契約を締結した。 平成29年度においては、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」には管理者向け研修や集団分析に係る詳細な規定がなく、これらの活動をより充実させたいとの目的から、プロポーザル方式での優れた企画提案を募った。契約者選定方法の変更により、価格競争よりも提案内容を重視して委託先事業者を選定した結果、契約総額は平成28年度の3,204千円(税込)から、平成29年度は7,715千円(税込)に増加した。一方、平成29年度のストレスチェックが期待した効果が得られたか、現時点では事後的な検証は行われていない。 *1 調査票の作成、職員への調査票の配布・回収・入力・分析・評価・結果通知、面談指導受診勧奨文送付、集団分析データの作成、所属長研修の企画・実施など ② 原因及び問題点 本契約においては、平成28年度から実施している新しい事業であり、またプロポーザル方式は、「事業者の高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力等を求める業務」に採用されることから、市が事前に効果を予測することは困難である一方、委託効果を事後的に検証することが重要となる。 プロポーザル方式への移行により平成28年度と29年度事業では、契約金額が増額された状況もあることから、次年度以降における仕様内容や契約方法を含めた事業のあり方について、平成28年度及び29年度の事業効果を踏まえて検討する必要がある。しかしながら、現状において本事業の総括や効果の検証は行われていない。 【意見】 平成29年度の企画提案に基づき実施された事業について、十分に効果の検証を行われることを要望する。 特に本委託業務は、平成28年度からの新規事業であること、入札からプロポーザル方式へ契約者選定方法を変更したことなどから、次年度以降の仕様内容や契約方法を含めた事業のあり方について、検証結果を踏まえた検討が必要と考える。効果検証の方法として、職員や管理職へのアンケート調査の実施などが考えられる。	対応済	調査用紙を工夫したことで回答率が向上するとともに、ストレスチェック集団分析の見方や分析結果を活用した職場改善の方法を習得するための研修を実施したことにより、集団分析の見方やその対応について習得することができた。 また、研修受講者アンケートにおいて高い評価を得られるとともに(受講者の76%が「かなり良かった」または「十分良かった」と回答している)、研修で習得した職場改善に関する取組みの好事例が見られるようになった。	人材育成課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
9	情報システム開発・保守サービス利用契約等(委託効果の公表について)	① 現状分析 住民情報システム刷新事業(以下、「本刷新事業」という。)は平成21年度より市長マニフェストに関する取組み事業として検討が進められ、平成23年度より総務局情報統括部情報システム課内に基幹システム刷新室を設置、本格的に推進されることになった事業である。 本刷新事業の目的は、「市民サービスの向上」とともに「より財政負担の少ないシステムへの転換」であり、①ホストコンピュータでなくサーバを基本構成とする、オープンで標準的なシステムへの移行、②簡素で効率的なシステムの導入、③最新の情報通信技術を活用した、拡張性と柔軟性を兼ね備えたシステムの構築の3つを基本方針としている。 千葉市住民情報システム刷新計画書(以下、「本刷新計画書」という。)は、平成24年3月30日に本刷新事業の全体計画をまとめたものとして策定されたものであり、その後市ホームページで公表されている。 本刷新計画書の中で、市は各業務システムの開発着手から刷新完了までの全工程についての事業費58億70百万円及びシステム刷新後の運用保守等費用13億3百万円を試算している。また、一方で従来のシステム運用保守等費用を平成23年度を基準として年間22億7百万円と算定し、その結果、本刷新事業により削減できる費用を年間約4億円としてその効果を見込んでいる(当該算定の根拠は、本刷新計画書「図表3-15-2 費用規模推移」、「図表3-15-3 効果額の試算」で示されている。) 一方で、本刷新事業で計画した刷新システムの導入は平成28年度に全て完了しており、現在同システムは運用が開始されている。 このことから市では平成29年12月に情報住民システムの再構築経費を決算額ベースで集計し、本刷新事業による実際の費用削減効果金額を算定しており、実際には年間4.2億円の費用削減効果があったとしている。 しかしながら、この実際の費用削減額の結果は広く市民に公表されていない。 ② 原因及び問題点 刷新システムの開発保守契約の実績を集計し、実際の費用削減効果を測定し分析することは、本刷新事業の事業評価の一環であり、非常に有用な手続きであると考ええる。その意味で所管課が平成29年12月時点において、本刷新事業の費用規模及び費用削減効果金額を決算額ベースで算出しているのは評価できる。一方で、この情報は、計画に対する実績評価結果として、広く市民に情報公開されるべきものと思われる。 具体的には、本刷新計画書「図表3-15-2 費用規模推移」、「図表3-15-3 効果額の試算」で示した様式に沿った形で費用規模の実績値及び効果額を示すことが、明瞭性の高い公表方法であると考ええる。 【意見】 住民情報システム刷新事業による費用削減効果額を情報公開することを要望する。 情報公開に当たっては、千葉市住民情報システム刷新計画書の費用削減効果見込額の算定方法に沿ったものであることが望ましい。	対応済	住民情報システム刷新事業による費用削減効果額を千葉市ホームページに掲載することにより、広く市民に公表することとする。	情報システム課
10	パラスポーツ応援事業企画業務委託(契約方法(契約者選定方法)について)	① 現状分析 本委託業務は、パラスポーツ応援事業に係る企画業務であるが、希望型指名競争入札により事業者を選定している。市担当者へ事業者決定方法についての見解を質問したところ、プロポーザル方式ではなく競争入札とした理由は、仕様が明確であり価格競争による事業者選定が可能であったと判断したため、プロポーザル方式ではなく競争入札を実施したとのことであった。 しかしながら、平成29年度における企画事業の次段階として実施される平成30年度のパラスポーツ応援事業に係る運営業務については、平成29年度の委託業務の成果物に新たな内容を盛り込む目的で、プロポーザル方式により契約事業者が選定されている。 なお、平成30年度の運営業務委託の契約金額は6,499,980円(税込)である。 ② 原因及び問題点 予め詳細な仕様内容を定めていく企画業務よりも、作業量が多いが事前に適切な企画があれば詳細な仕様を定めることができる運営業務委託を競争入札によって契約先を選定した方が、事業全体の金額の抑制につながった可能性がある。 本委託業務においては、平成29年度の企画業務では事業者の企画力等を考慮しない希望型指名競争入札で実施事業者を選定した一方、平成30年度に改めてプロポーザル方式で企画の追加業務を含めた事業者選定が行われている状況を踏まえると、より効果的かつ効率的な業務委託が可能であったと考える。 【意見】 業務委託の施行決定においては、事業内容に鑑みて、事業の効果及び費用の面から、以下のいずれかが適切かを慎重に検討し決定されることを要望する。 ➢ 市が自ら詳細な仕様を策定して委託先事業者を価格競争により選定するか。 ➢ 総合評価方式やプロポーザル方式などにより委託先事業者を決定し応募者からの企画提案に基づいて仕様を作成するか。 特に、本委託事業のように企画と運営を分離して発注される場合には、事業全体の工程を踏まえた上で、各契約の業務に最も適した契約方法を採用することにより、事業全体を効率的かつ効果的なものとするのが望まれる。	対応済	価格競争により金額の抑制が期待できるイベント運営業務の発注にあたっては、仕様を精査し、原則競争入札を実施することとし、令和元年5月に実施した同種のイベントの企画・運営にあたっては、企画をプロポーザル、運営を指名競争入札で業者選定を実施した。	オリンピック・パラリンピック調整課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
11	東京2020大会に伴うボランティア体制構築等業務委託(委託事務の管理について)	① 現状分析 本委託業務においては、外部ネットワークに接続するサーバーで個人情報を含むデータベース(ボランティア希望者の名簿)を構築し、運営する業務が含まれており、名簿の規模や外部からのサイバー攻撃等の可能性、また、取り扱う個人情報が氏名、生年月日、住所といった基礎情報に加え、過去の経歴等も含むものであることを考慮すると、個人情報の漏えいのリスク及び影響度が高い業務であるといえる。 本業務委託は、上記のとおり個人情報を取り扱うため、契約書には個人情報取扱特記事項が含まれている。同特記事項では、委託先事業者に個人情報の適切な管理を求めるとともに、委託先事業者における個人情報の適切な取扱いを担保するため、個人情報取扱責任者の通知、個人情報の取扱いに関する研修等の実施計画の報告、再委託の事前承諾、作業場所の指定のほか、必要があると認めるときは、委託先事業者に対して契約事項の遵守状況について報告を求め、又は実地検査をすることができる旨が定められている。 一方で、委託先事業者の選定時において、個人情報の取扱いに関する管理体制の具体的な評価は行われていない。また、個人情報取扱責任者の通知、研修計画の報告、庁舎外作業の申請・承諾は行われているが、それ以外の契約事項の遵守状況や管理体制の報告、実地検査は行われていない。 ② 原因及び問題点 千葉市個人情報保護条例第11条第1項第2号では、市が個人情報を取り扱う事務を遂行するに当たっては、「個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること」が義務付けられており、市から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者も、同条例第12条の2により同様の措置が義務付けられている。また同条例第12条では、市が「個人情報を取り扱う事務の委託をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」と定めているため、同条例第11条第1項第2号が求める保護措置を委託先事業者が適切に講じているか、必要に応じて調査を行うべきものと考えられる。 しかしながら、本委託契約には個人情報の漏えいに関するリスクが高いと考えられる業務が含まれているものの、市が把握している保護措置は従業者の研修計画と再委託の状況のみであり、その他の物理的、技術的な保護措置について把握、評価していない。 そのため、本業務委託における市の取組みが、同条例第12条の「必要な措置」として十分か疑問が残る。 【意見】 本委託業務における個人情報の漏えいのリスクや万が一漏えいした際の影響度を踏まえ、個人情報取扱特記事項にあらかじめ定められている個人情報取扱責任者の通知、研修計画の報告、庁舎外作業承諾といった形式的な報告を受けるだけでなく、本契約で取り扱う個人情報に関する保護措置についてもより具体的な報告を求め、委託先事業者が講じている保護措置が十分な水準にあるか評価した上で、その運用状況等を確認するための実地検査についても検討が行われるよう要望する。	対応済	本契約で取り扱う個人情報に関する保護措置の状況等を確認するための実地検査を実施し、委託先事業者が講じた保護措置が十分な水準にあることを確認した。引き続き、個人情報保護措置が適切に運用されるよう、実地検査の実施等を行う。	オリンピック・パラリンピック振興課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
12	東京2020大会に伴うボランティア体制構築等業務委託(契約期間について)	① 現状分析 本事業は、東京2020大会に向けたボランティア体制の構築・運営業務を一括して委託するものであり、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年夏まで継続して実施される事業である。 また、平成29年度の業務内容には、以下の事項が含まれている。 > 実行委員会の設立及び事務局運営 > Web、ポスター等による広報 > 都市ボランティアの募集 > ボランティア管理データベースの運用 平成29年度はプロポーザル方式で委託先事業者が選定されているが、募集に際しては、翌年度以降の費用や割り当て可能な人員などについて提案を求めておらず、このため、次年度以降のランニングコストや役務の提供体制などが評価されていない。 このような中、平成30年度は、実行委員会の事務局運営の継続性やボランティアデータベースの管理の継続性を理由に、平成29年度と同一の事業者と随意契約が行われており、また、平成31年度以降の契約について方針は決定されていないが、平成30年度と同様、同一事業者と単年度の随意契約を繰り返すことが想定されている。 ② 原因及び問題点 本事業は、平成29年度からの4年間にわたる事業として継続されるものであるが、平成29年度では単年度契約により発注が行われている一方、次年度以降の役務の提供体制やランニングコストなどが評価されず、結果として平成30年度以降も同一事業者との随意契約が繰り返されることが想定されている。 一方、4年間継続する事業として、複数年契約による執行や仕様内容に次年度以降における実施計画素案の策定を求め、それに基づき30年度以降も随意契約によらない事業者選定手続が行われた場合、調達価格及び業務の品質面の観点から、より経済的な事業遂行ができた可能性がある。 なお、複数年契約を締結しない理由として、予算単年度主義から単年度契約が原則であることのほか、長期(4年間)にわたる詳細な仕様を定めることが困難であることも挙げられる。一方で、債務負担行為による予算措置により、複数年にまたがる契約を設計することは可能であり、本委託業務のうち、事務局運営やボランティアデータベースの運用・保守などについては、各年度で運営管理が大きく変わらないことが予想されるため、複数年度にわたる契約として仕様を作成することは可能であったと考える。 【意見】 複数年にわたり計画される事業を外部委託化する際には、複数年契約によることの可否も含め、効果的かつ経済的な調達方法について十分に検討されることを要望する。 複数年度にわたる事業に関する業務を外部に委託するに当たっては、事業の継続性の観点などから同一事業者と継続して契約する場合は、随意契約による単年度契約を繰り返すよりも、入札やプロポーザル方式により複数年契約で委託先事業者を選定した方が、事業の全期間を通じたより優れた企画提案を受けることが可能となり、また、調達価格や品質面でも、より経済的な事業遂行が可能になると考える。 なお、事業に係る仕様内容をあらかじめ定めることが困難であり、年度毎に仕様内容を定めて発注・契約する場合には、プロポーザル方式などで委託先事業者を選定するに当たり、仕様内容に次年度以降の役務の提供体制やランニングコストなどの提案を求め、それらを評価した結果に基づき、募集による方法で委託先事業者を選定していくことも考えられる。	対応済	東京2020大会での「都市ボランティア運営」については、債務負担行為を設定し、複数年度にわたる契約を締結した。 東京2020大会後のレガシーとしての「ボランティア体制の構築」については、令和2年度契約以降、年度毎にプロポーザル方式により業者選定・契約を行ってきた。本事業については、コロナ禍でのボランティア活動も含め、今後のボランティア体制を取り巻く環境の変容に柔軟かつ的確に対応する必要があるため、現時点では長期的な仕様策定は困難である。 従って、今後も、年度毎に仕様内容を定めて発注・契約する際は、次年度以降の役務の提供体制などの提案を求め、それらを評価した結果に基づき、プロポーザル方式等で委託先事業者を選定していくが、長期的な仕様策定が可能となった段階で、効果的かつ経済的な方法で選定をしていく。	オリンピック・パラリンピック振興課
13	本庁舎設備運転監視及び保守年間業務委託(委託事務の管理について)	① 現状分析 本委託業務は、市庁舎の機械設備の運転及び日常点検・保守業務であり、委託先事業者は機械の運転に関する数値(空調やボイラーの稼働時間、温度など)や日常点検結果、応急処置などについて記録し、業務日報として市へ提出する必要がある。 本詳細調査において、業務日報の運用状況を確認したところ、その一部において、消せるボールペンで記入されているものが見受けられた。 ② 原因及び問題点 業務日報は、委託先事業者の業務が適切に遂行されているか検査するための資料となるとともに、万が一設備に関する事故等が発生した場合などに委託先事業者の責任の有無を検証するためにも重要な書類である。そのため、改ざんなどを防止するため、鉛筆や消せるボールペンでの報告書への記入は避ける必要がある。 【意見】 委託先事業者による報告書類の記入に当たっては、改ざん防止や責任の所在が曖昧にならないようにするため、鉛筆や消せるボールペンを使用しないよう指導されることを要望する。 日報の提出を受けた際には、記入漏れの有無についての確認とあわせて、容易に修正可能な状態にないかについても確認し、必要であればその場で訂正を求めるなど、委託先事業者を指導する必要がある。	対応済	委託先事業者による報告書類の記入に当たっては、改ざん防止や責任の所在が曖昧にならないようにするため、鉛筆や消せるボールペンを使用しないよう指導している。 また、日報の提出を受けた際には、記入漏れの有無についての確認とあわせて、容易に修正可能な状態にないかについても確認し、必要であればその場で訂正を求めることとしている。	管財課

No.	項目	内容（一部抜粋・要約）	対応状況	対応内容	所管課
14	市民総合窓口課業務派遣委託（契約形態及び契約期間について）	① 現状分析 本委託業務は、区役所市民総合窓口課業務のうち、受付業務への人材派遣業務（単価契約）であり、派遣契約導入の経緯及び人員の推移については以下のとおりである。 （省略） ② 原因及び問題点 平成27年改正の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣事業者の保護等に関する法律」（以下、「改正労働者派遣法」という。）が平成27年9月30日に施行されたことにより、新たな期間制限ルールが適用され、労働者派遣業務として位置づけられる本業務にも影響を及ぼしている。改正労働者派遣法における期間制限ルールの内容は、以下のとおりである。 ➢ 派遣先事業所単位の期間制限 全ての業務について、派遣先の同一の事業所に対し派遣できる期間（派遣可能期間）は、原則、3年が限度とされた。派遣先が3年を超えて受け入れようとする場合は、派遣先の過半数労働組合等からの意見を聞く必要がある（1回の意見聴取で延長できる期間は3年まで）。 ➢ 派遣労働者個人単位の期間制限 同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し派遣できる期間は、3年が限度となった。従来は専門性の高い「26業務」については派遣期間制限なし、その他の業務については原則1年、最長3年とされ、業務による区分けがあったが、今回の改正で、「26業務」の撤廃、派遣先事業所単位の制限、個人単位の制限が設置された。 施行日以降に締結された労働者派遣契約では、すべての業務に対して派遣期間に上記制限が適用されるため、本業務では、平成31年3月に派遣可能期間の限度を迎えることになる。 このような状況の下、今後も継続して組織の合理化を図り、定型的かつ専門性の高い業務として、効率的かつ効果的に実施していくために民間活力を取り入れていくのであれば、労働者派遣契約によらず、業務そのものを外部委託化していくことの検討も必要と考える。ただし、業務委託契約では、業務を請負し、その業務を完遂し、納品することが目的となることから、発注者である市と労働者との間に指揮命令関係が生じないという点で労働者派遣契約と大きく異なることとなる。労働者派遣と請負とでは、労働者の安全衛生の確保、労働時間管理等に関して、契約先と発注者で負うべき責任が異なってくるが、発注者と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣契約に該当することとなり、偽装請負となるおそれがある。したがって、業務委託化の検討に当たっては、十分な留意が必要となる。 また、本委託業務においては、業務の繁忙期が過ぎた後の6月から翌年3月までを契約期間としており、4月～5月分の業務に関しては、毎年度、前年度事業者との随意契約によっているが、当該期間のみを個別契約とする理由は乏しく、契約の透明性という観点からも問題が認められる。このため、債務負担行為による予算措置を図るなどにより、4月～5月業務についても契約の一元化を検討していくことが必要と考える。これにより、契約事務の効率化が図られるとともに業務の継続性も担保され、また、事業者側としても、事業計画を立て易くなるなどの効果も見込める。 【意見】 定型的かつ専門性の高い業務として、本業務を効率的かつ効果的に実施していくために、今後も継続して民間活力を取り入れていくのであれば、現在の労働者派遣の形態から、業務自体を外部委託化することについても、検討されることを要望する。 また、一定期間において前年度事業者との随意契約が継続していることに鑑みて、契約期間の見直しを図られることを要望する。 随意契約は、契約の例外的な方法であることから、代替可能な方法として、契約の一元化が可能であり、また、それによる効果が認められるのであれば、債務負担行為による予算措置を図るなどにより、契約期間の見直しを行うことが有用と考える。	対応済	当該派遣委託の令和元年度の契約については、令和2年度に亘る継続した契約期間に見直しを行い、かつ、債務負担行為を設定して契約の一元化を図った。また、サービスレベルを維持しつつ、競争性を生かした契約方法に見直し、公募型プロポーザル方式とすることとした。 なお、外部委託化については、費用対効果が見込めないなどの課題もあり、継続して検討していくこととした。	区政推進課

No.	項目	内容（一部抜粋・要約）	対応状況	対応内容	所管課
15	ちば市政だより制作等業務委託（契約期間について）	① 現状分析 本委託業務は、ちば市政だよりの制作に関する業務である。 平成29年10月に配布方法を新聞折り込みから全戸ポスティングに変更するとともに、発行回数を月2回から月1回としたため、平成29年度の契約単位は、 (a)平成29年4月15日号・5月15日号の発行（2回）。 (b)平成29年5月1日号の発行（1回）。 (c)平成29年6月1日号～9月1日号の発行（4回）。 (d)平成29年6月15日号～9月15日号の発行（4回）。 (e)平成29年10月号～平成30年4月号の発行（7回）。 の計5つとなっている。全て単価契約であるが、契約方法は契約毎により異なっている。 ちば市政だより制作等業務委託契約(a)平成29年4月15日号・5月15日号、(b)平成29年5月1日号においては、市政だよりの発行には記事の編集・校正期間として、発行日までに45日程度を要するため、本紙の記事編集・校正ノウハウを活用し安定した市政だより発行を確保するために、前年度における業務委託の履行実績を有する事業者と随意契約によっている。 一方、6月1日号以降については、平成29年4月以降に記事編集が開始されることから、月2回発行（平成29年9月まで）される1日号、15日号毎にそれぞれ、希望型指名競争入札により、事業者を選定している。 ② 原因及び問題点 本委託業務においては、紙面に係る原材料価格の変動が予測できないことから、長期間を対象とする複数年契約はなじまないものの、毎年行われる4月及び5月号に係る随意契約に関しては、前年度の事業者との契約であり、個別契約とする理由は乏しい。債務負担行為による予算措置を図った上で契約期間を延長することにより、契約手続が減少することによる事務の効率化や業務の継続性が担保される。また、4月15日号、5月1日号共に、前年度の3月中に作業が着手されている状況に鑑みると、制作号に対応した業務期間を一契約単位とすることで、契約の透明性が図られるほか、事業者も事業計画を立て易くなるなどの効果も見込める。 【意見】 前年度事業者との一定期間の随意契約について、契約期間の見直しにより、契約の集約化を検討されることを要望する。 随意契約は、契約の例外的な方法であることから、制作号に対応した業務期間を一契約単位とすることで、一層の契約の透明性等が図られるのであれば、債務負担行為による予算措置を図った上で、契約期間の見直しを行うことが有用である。	対応済	令和2年度予算で債務負担行為を設定し、令和2年7月号から令和3年6月号までの契約期間で契約を締結した。	広報広聴課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応 状況	対応内容	所管課
16	市役所コー ルセンター等 構築・運用業 務委託(契約 方法(契約者 選定方法)に ついて)	① 現状分析 本委託事業におけるプロポーザル方式の適用状況について、募集要項や発注内容、事業者決定に当たっての評価方法を確認したところ、以下のような状況が認められた。 ➢ 発注内容が前契約(平成23年度から28年度)から踏襲されている部分も多く、また、仕様内容は項目毎に概ね定められている。なお、前契約内容に事業者による次期コールセンター運営に向けた作業として、「適宜、業務設計等の提案を行うこと」が含まれていた。 ➢ 評価項目の中で価格要素が3割と比較的高い。 ➢ プロポーザルの技術点項目については、15項目のうち、コールセンター運用本体に関わる部分が5項目あり、その他項目として、提案者が考える「本市にとって有益な分析」とは何かなどを記載する分析業務に係る内容の項目や、FAQサイトや管理システムに関する項目などが設定されているが、当該項目に係る技術点の配点が高い。 プロポーザル方式により3者からの企画提案を募った結果、前年度まで事業を実施していた事業者のグループ会社が選定されている。なお、評価項目のうち価格点では、当該事業者が他の2者を大きく引き離れた状況であった。 ② 原因及び問題点 本委託業務のプロポーザル方式による随意契約では、仕様内容が過去の業務実績から概ね定めることが可能であり、価格の積算が可能なこと、評価における価格点が高いこと、技術点項目にはコールセンターの運用と切り離すことが可能な分析業務が含まれていることに鑑みると、同じく価格面だけでなく、参加者の提案内容を評価値により総合的に評価する一方、入札による執行方法である総合評価方式による一般競争入札が可能であり、適していたものと考えられる。総合評価方式では、地方自治法施行令に基づき、学識経験者の関与が義務付けられるため、契約の透明性が高まる。 また、前回契約の事業者により、本委託業務の業務設計等の提案が行われているが、価格競争によらない本委託業務において、このような運用が行われた場合、企画提案を求める発注内容に著しく特定事業者が有利となるような内容が含まれかねないと言え、契約の透明性や公平性に問題がある上に、他事業者から広く優れた企画提案を求めるプロポーザル方式において、十分な成果が得られない可能性がある。本来であれば、長期にわたる複数年契約であり、予定価格も高額になることから、第三者的な観点から外部のコンサルティング会社や有識者も含め、発注内容の検討が行われるべきであったと考える。 【意見】 契約者選定方法としてプロポーザル方式を採用する場合には、当該方法を採用する意義や目的を十分理解した上で、他のより優れた調達手段がないかどうか踏まえ、慎重に検討されることを要望する。 プロポーザル方式は随意契約の一形態であり、最も有利な価格で入札した者が落札するという、地方自治体が締結する契約の原則からの例外的な方法であると考えられることから、公平性、透明性の観点から慎重に検討することが必要である。本委託業務の発注内容等に鑑みると、同じく価格面だけでなく、参加者の提案内容を評価値により総合的に評価する一方、入札による執行方法である総合評価方式の一般競争入札による調達を検討すべきであったと考える。 また、発注内容を作成する際には、外部の有識者等を踏まえた検討を要望する。本委託業務のように、前回事業者が関与した仕様内容で発注すると、契約の透明性や公平性だけでなく、広く優れた企画提案等を募る際のマイナス要素となる可能性があるため、このような運用には十分留意される必要がある。	対応 済	令和3年6月からコンサルティングを業者に委託し、次期コールセンターの調達方法などの検討を行っていく。また、次期コールセンターの調達前には地方自治法施行令に基づいて学識経験者からの意見聴取を行う予定である。	広報広聴課

No.	項目	内容（一部抜粋・要約）	対応状況	対応内容	所管課
17	市役所コールセンター等構築・運用業務委託（委託事務の管理について）	① 現状分析 本委託業務の履行確認方法として、業務毎の月次報告や事業者との定期的な意見交換が行われているものの、事業者が準備するサーバー、ネットワーク、端末等に係るセキュリティ状況等について、コールセンター等への実地調査が行われていない。また、各種マニュアルが事業者により制定され、運用が行われているとのことであるが、マニュアルの履行状況についても、実地調査等による確認が行われていない。 ② 原因及び問題点 本委託業務は個人情報を取り扱われる業務であり、市は個人情報取扱特記事項に従い、この契約による事務を処理するに当たっての個人情報の取扱状況及び本契約に定める事項の遵守状況について、必要があると認めるときは、委託先事業者に対し報告を求め、又は実地に検査することができるものとしている。 また、千葉市個人情報保護条例では、第12条で「実施機関は、（中略）個人情報を取り扱う事務の委託をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」と定めている。本委託業務では、庁舎外にサーバーや端末が事業者により設置されているのであるから、設置状況やマニュアルにしたがった運用が適切に行われているかについて、必要な措置として定期的に確認する必要があると考える。 なお、発注課担当者へ質問したところ、前回期間に係る契約事業者と同一グループ会社が受託しており、前契約時に実地調査が行われているとの回答を受けたが、事業の連続性は認められるものの、契約は異なるものであり、かつ実地調査は定期的に実施される必要があることから、十分な運用とはいえない。 【意見】 個人情報を取り扱う本委託業務においては、個人情報取扱特記事項及び千葉市個人情報保護条例に基づき、委託先事業者における個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認するため、コールセンター等におけるセキュリティ管理状況やマニュアルの運用状況について、実地調査等を通じて定期的に確認されることを要望する。	対応済	令和2年6月にコールセンターの現地を確認し、セキュリティ管理状況やマニュアルの運用状況を確認した。	広報広聴課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
18	学校体育施設開放事業運営業務委託(契約方法について)	① 現状分析 本委託業務は、市の稲毛高附属中を除く全ての小・中学校(165校)で実施される体育施設開放事業の運営であり、学校の校庭・体育館・武道場を学校教育に支障のない範囲内において、スポーツ・レクリエーション活動の場として地域に開放し、地域で行われるさまざまな活動を支援するものである。 各学校に学校体育施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、市が各運営委員会に管理運営を委託する随意契約であり、団体の利用調整や施設の管理等は、各運営委員会による自主運営で実施されている。 なお、平成27年度以前においては、運営委員会を統括する連絡協議会と委託契約を締結していたが、契約金額が1,000万円を超えており、連絡協議会では消費税法第9条1項で定める小規模事業者(その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者)に係る納税義務の免除が適用されず、納税義務者となることが判明したため、平成28年度より市内全小中学校の運営委員会との個別委託契約に変更している。これにより、運営委員会の数(上記小中学校の数)だけ見積書・請求書は必要となり、事務作業の量は大幅に増加した。 また、見積者氏名が債権者登録内容と異なるなど内容の不備が生じており、期限内に書類を提出しない地区があるなどして、契約事務が円滑に進まなくなっている。 委託契約金額については、小学校83,000円・中学校62,500円となっている。 ➢ 平成27・28年度は小学校112校、中学校54校 ➢ 平成29年度は小学校111校、中学校54校 ② 原因及び問題点 消費税が課税されない契約形態へ移行したものの、膨大な事務作業が発生しており、その結果、本委託事務の効率性が大きく悪化している。従来の契約形態からの変更により、経済性が高まったかという疑問である。 また、平成30年度においても、債権者登録に関する確認漏れや、見積書や請求書の不備が散見され、契約事務が遅延している状況にある。今後は、見積書・請求書の形式を変更し、従来発生した不備が発生しない様にする対応が図られるとのことであるが、当該不備については平成28年度の個別契約に移行した時点で把握出来ていた状況であり、平成29年度から改善に努めるべきものであった。 【意見】 契約形態の見直しに当たっては、安易に消費税節減といった費用面のみを考慮するのではなく、見直しに伴う事務負担量へ与える影響等も考慮の上、総合的に判断されることを要望する。	対応済	学校体育施設開放事業については、平成31年2月2日に行われた説明会において、各学校体育施設開放運営委員会の事務担当者に向けて、以下の対応を行った。 ① 契約時に必要な見積書・請求書を一枚にまとめ、書類の内容についても見積価格を合計値のみ記載する形式に簡素化し、計算間違いや記載ミスを減らすことができるようにした。 ② 債権者登録届出書に例年多くみられる記載間違い(修正液の使用、登録印の押し忘れなど)について説明を行った。 上記対応によって書類内容における不備は減少し、令和元年度の契約時の事務作業量を減らすことができた。 手続きの簡素化、契約書類の提出の流れなどについて引き続き更なる改善が可能かどうか検討していく。	スポーツ振興課
19	千葉市臨時福祉給付金(経済対策分)支給業務一括委託(積算内訳書の徴収について)	(3) 積算内訳書の徴収 ① 現状分析 契約金額の根拠となる見積金額の積算内訳書がサービス項目毎(コールセンター、窓口、事務処理業務、システム/ネットワーク構築、郵便代金)の合計金額のみの記載となっており、項目毎の積算の内訳が示されてない。このため、積算金額についての検証が行われたことの確認ができなかった。 ② 原因及び問題点 積算内訳書は、見積価格の積算根拠を確認し、業務の履行可能性等を検証するために徴収するものである。したがって、本来、積算内訳書に基づいて、見積価格の内容を精査し、仕様書に照らして不適切な項目が含まれていないか、または妥当でない金額設定がされていないかを確認する必要がある。 また、確認した結果は、委託契約事務の根拠として保管しておくことが必要と思われる。 【意見】 積算内訳書は、積算の妥当性の検証ができるように詳細な計算根拠の記載されたものを徴収し、また、当該積算内訳書に基づき、市による確認が行われることを要望する。	対応済	意見のあった委託契約については、平成30年度以降契約はないが、今後同種の委託契約を行う場合には、仕様書の項目毎に積算根拠が記載された積算内訳書を徴収し、積算の妥当性を検証することとする。	保健福祉総務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
20	保健医療・衛生情報システムデータベースソフト改修等業務委託(積算内訳書の徴収について)	① 現状分析 本委託業務は、既存システムのデータベースソフトの改修等を行うものであるが、当該システムのベンダーが自ら保有するノウハウ、ツール等を用いてシステム開発を行っているため、システム仕様に精通した知識や著作権等を保有している同ベンダーのみが本委託業務を実施できると判断し、同社と随意契約を締結している。 契約金額(税抜で13,714,230円)は、市が委託業者から徴収した積算内訳書によると「システムエンジニア費」11,840,500円、「ソフトウェア費」1,873,730円から構成されており、その殆どが作業技術者に対する労務対価である。 当該積算内訳書の役務の算出方法は、データベースソフトの改修等の各工程に要する工数(時間)に作業者の時間当たり単価を乗じて算出しているが、当該単価は一律、5,950円になっている。 ② 原因及び問題点 積算内訳書は、見積価格の積算根拠を確認し、価格の妥当性を検証するために必要な書類である。 一方、システムの改修等を行う人件費は、その職種別によって単価が異なる。 本委託契約で入手した積算見積書上での単価5,950円は上記の調査価格に比べると異常な価格とは言えないが、委託先事業者からは、見積価格の妥当性を検証するに資する委託業務の実態と整合した積算内訳書を入手することが必要と思われる。 【意見】 積算内訳書については、見積価格の妥当性の検証に資するものを徴収することを要望する。 本委託業務の場合、作業技術者に対する労務対価の占める金額が大きいため、時間単価は重要な見積価格の要素となる。したがって、見積価格の妥当性の検証のためには、各技術者の職種毎の時間単価を用いた積算内訳書が必要と考える。	対応済	令和元年度以降にシステム改修等の委託契約を行う場合は、各技術者の職種毎の時間単価を用いた積算内訳書を徴収し、見積価格の妥当性を検証することとする。	保健福祉総務課
21	千葉市被保護者就労促進事業業務委託(参加資格要件について)	① 現状分析 本委託業務は、生活保護受給者のうち、就労阻害要因のない稼働年齢層の者に対して就労を促進し、経済的な自立を図ることを目的としている。市では、効果的な事業展開が行える優れた企画提案を採用すべくプロポーザル方式によっている。 プロポーザル参加事業者は市内事業者、準市内事業者に限定されており、平成27年度から同一事業者が1者のみプロポーザルに参加し、随意契約を締結している。また、平成29年度契約の年度支出額が140,661,614円であるのに対して、事業効果額として市が測定した当該年度当たりの保護費削減額は129,127,781円(千葉労働局、千葉公共職業安定所及び千葉南公共職業安定所との協定に基づき実施した「生活保護受給者等就労自立促進事業」による保護費削減額37,976,025円を含む。)となっている。 ② 原因及び問題点 平成27年度から29年度にかけてプロポーザルに参加した事業者が委託先事業者の1者であるため、本来のプロポーザル方式の趣旨である幅広い事業の提案が受けられていない状況にあると考える。 平成29年度の本委託事業の事業効果として、当該年度当たりの保護費削減額129,127,781円については一定の評価をすべきであるが、事業効果を最大にするためには、あらゆる方法の中から最善と思われる方法を選択する必要がある。 以上のことに鑑みると、効果的な事業の企画提案を受けるために、プロポーザル方式による事業者選定に当たり、市内要件を外して幅広く委託先事業者候補を募集することの検討も必要と思われる。 【意見】 本委託業務の性格に鑑みると、プロポーザル方式による事業者選定に当たっては、地区要件を緩和することにより、より多数の事業者からの企画提案を受け入れ、事業効果を高めていくことを要望する。	対応済	意見のあった委託契約については、令和元年度から当該事業の事業者選定(プロポーザル方式)にあたっては、より多数の事業者からの企画提案を受け入れ、事業効果を高めるため、地区要件を緩和し、市外事業者であってもプロポーザルに参加することを可能とした。	保護課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
22	医師出動管理委託(積算内訳書の徴収について)	① 現状分析 本委託業務は、一般社団法人千葉市医師会(以下、「千葉市医師会」という。)との契約であり、市が行う保健・医療に関する業務の実施に当たり、千葉市医師会会員である医師の派遣等の選任、連絡調整することを目的としている。本事業の契約相手先は千葉市医師会に特定されている。本委託業務は単価契約であり、選任の回数に契約単価を乗じて委託料が決定され、契約単価は平成27年度から29年度まで4,762円となっている。 平成29年度の単価は、平成29年4月1日に「平成29年度の保健・医療に係る委託業務等に係る単価について」が市へ提出され、その中に他の業務の単価とともに記載されており、当該記載単価が契約単価として決定されている。契約単価についての積算内訳書を市は徴収しておらず、また、委託契約締結の決裁文書の中で、契約単価については「医師会単価によるため見積書は徴収しない」旨の記載がある。 ② 原因及び問題点 契約先は千葉市医師会に特定されていても、それは契約価格まで拘束されるものではないと考える。また、市は契約価格の妥当性について検証する責任があるため、千葉市医師会に対して見積単価についての積算内訳書を徴収すべきである。 【意見】 見積金額については積算内訳書による価格の妥当性の検証を要望する。 本業務委託においても、千葉市医師会から単価の積算内訳書を徴収し、価格の妥当性について検証を行う必要があると考える。	対応済	意見のあった委託契約については、令和元年度から積算内訳書を徴収し、価格の妥当性を検証した上で、契約を締結した。	健康企画課
23	特定健康診査等のデータ入力委託(請求金額の検証について)	① 現状分析 本委託業務では、千葉市医師会が特定健康診査等の受診データをパンチ入力した電子データを作成し、市へ納品する。また、市は千葉市医師会から毎月中旬に前月分の特定健診の実施件数データ「医療機関別支払一覧」を入手し、当該データによりパンチ入力の実績件数を把握している。一方、市は3か月毎に、千葉市医師会から3か月累計の入力件数に単価を乗じて計算した委託料請求書を受領しているが、請求を受けた入力数量について検証した記録が残されていない。 ② 原因及び問題点 市の担当者によると、パンチ入力データの報告された件数と請求を受けた入力件数との整合性を確認しているとのことであるが、その確認した記録が残っていないため、事後検証ができない。 パンチ入力件数は、本委託事務の請求金額の基礎となる重要な数値となるため、毎月の実施件数を別途、表計算ソフトに記録して3か月累計の入力件数を計算し、請求件数との照合を行うなどし、確認したことの履歴の書面・データを保管していくことが必要であると考ええる。 【意見】 請求金額が妥当であることの検証記録を残すことを要望する。 具体的には、パンチ入力の実績件数を別途管理・集計し、請求金額の根拠となる請求件数との照合記録を保管することが考えられる。	対応済	請求書の請求件数と実績との確認は実施していたが、確認した記録を残していなかったため、令和元年度からは確認した結果を「確認済」と記録に残すように改めることとした。	健康保険課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
24	千葉市国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務委託(競争性の確保について)	① 現状分析 本委託業務は、千葉市健康保険被保険者証を作成、封入封緘するものである。平成29年度の仕様書によると、被保険証の印刷は380,000枚、封入封緘は年3回の実施であるが、8月更新分に集中しており、同月で約150,000通(27パターンで封入封緘を行う。)となっている。 平成29年度における8月更新分については、市から委託先事業者への被保険者証のデータ引き渡しが平成29年7月5日であり、委託先事業者からの封入封緘済み被保険者証の納品日は7月13日であった。 委託先事業者の選定は、地区要件を市内に本店又は本社、支店や営業所がある事業者(市内及び準市内事業者)とする希望型競争入札によって行われているが、入札参加事業者は年々減少しており、平成27年度4者、平成28年度3者、平成29年度2者という状況にある。 ② 原因及び問題点 本委託業務は、特定の期間に大量の印刷を行い、かつ多様なパターンで被保険者証の封入封緘を行う仕様のため、履行できる事業者が限られているものと考えられる。 市として、本委託業務を将来、安定的に実施するためには、限られた事業者に依存するのではなく、入札参加希望事業者を多く確保し、適切な競争の下で事業者が選定される必要があると考える。 【意見】 競争性の確保及び本業務委託の将来にわたる安定的な業務履行を担保するためにも、入札参加者を増加させるための方法を検討することを要する。 具体的には、市内における潜在的な履行可能な事業者の調査や本委託業務に係る発注情報をより早く市ホームページ等で開示し、参加資格者を有する事業者への周知、入札参加を促すことが考えられる。 それによっても入札参加者が増加しないのであれば、地区要件の緩和について検討することが必要と考える。	対応済	令和元年度より市ホームページの発注情報の掲載を早め10日間掲載しており、さらに令和2年度においては、地区要件を緩和して市内または準市内事業者から市外事業者まで拡大した。	健康保険課
25	千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託(請求金額の検証について)	① 現状分析 本委託業務は、特定健康診査の受診勧奨を行うものであるが、契約内容の中で、受診勧奨のためのはがきの印刷、発送については単価契約としている。業務完了後、委託先事業者から請求書が発行され、はがきの印刷、発送の実績件数に基づいて請求が行われているが、請求された件数と発送対象者件数との一致を確認したことの記録がない。 ② 原因及び問題点 受診勧奨のはがき発送件数は請求金額を決定する重要なデータとなるため、適切な検収に基づいた支払を行うため、発送対象者件数との一致を確認した記録を残しておく必要があると思われる。 【意見】 委託先事業者の請求書については、履行された業務に対して支払が行われるよう、適切にチェックが行われることを要望する。	対応済	請求書の請求件数と発送対象者件数との確認は実施していたが、確認した記録を残していなかったため、令和元年度からは確認した結果を「確認済」と記録に残すように改めることとした。	健康保険課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
26	千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託(仕様内容について)	① 現状分析 本委託業務の契約期間は平成29年8月1日から平成30年3月31日までであるが、委託業務のうち、受診結果のデータ分析、報告書作成業務については、プロポーザルの企画提案書のスケジュールの中では3月中に納品となっているものの、仕様書に基づき委託先事業者から提出を受けた事業計画には、その具体的な実施時期、報告書の内容等は記載されていなかった。なお、委託先事業者は、平成29年12月末までの受診結果に基づく報告書(速報版)を作成し、平成30年3月に市へ提出している。 このような下、市では平成30年3月に受領した報告書(速報版)の納品をもって業務が完了したとして、委託先事業者からの3月31日付の業務完了届、請求書を受領し、支出命令書を決裁している。 ② 原因及び問題点 委託料の支払を行う際には、契約で定められた委託業務の履行が完了していることが前提となるが、平成30年3月末までに納品すべき報告書について、当該報告書で分析される受診結果データの対象範囲(期間)が仕様書上、明記されていないため、市が受領した報告書(速報版)が本委託業務に基づいたものか不明確である。 【意見】 仕様書は、業務の内容を明確にしたものを作成されることを要望する。 本委託業務の場合、平成30年3月末までに納品すべき報告書について、分析、報告の対象となる受診結果データの範囲が仕様書上で明記される必要があったと考える。	対応済	意見のあった委託契約については、平成31年度契約から、業務実施報告書の作成については、勧奨業務完了後、契約期間内に効果検証を行い、報告書を作成・提出することとした。	健康保険課
27	更生医療システム導入業務委託(積算内訳書の徴収について)	① 現状分析 本委託業務は、更生医療受給者の資格管理、支払実績の管理等のためのシステム導入であり、福祉システムの開発を行った事業者1者と随意契約を締結している。 事業者から徴収した積算内訳書のうち、「(2)システム導入費用」、「(3)レセプト連携機能」として積算された人件費は、作業項目毎の工数に対して時間単価を乗じて算定されているが、当該単価が全ての作業を通じて一律60,000円/日となっている。 ② 原因及び問題点 システム導入に係る人件費は、「14. 保健医療・衛生情報システムデータベースソフト改修等業務委託(No.58)(2)積算内訳書の徴収 ② 原因及び問題点」で記載のとおり、技術者の職種別によって異なる。 本委託契約で入手した積算内訳書上での単価60,000円は異常な価格とは言えないが、委託先事業者からは、見積価格の妥当性を検証するに資する委託業務の実態と整合した積算内訳書を入手することが必要と思われる。 【意見】 積算内訳書については、見積価格の妥当性の検証に資するものを徴収することを要望する。 本委託業務の場合、作業技術者に対する労務対価の占める金額が大きいため、時間単価は重要な見積価格の要素となる。したがって、見積価格の妥当性の検証のためには、各技術者の職種毎の時間単価を用いた積算内訳書の徴収が必要と考える。	対応済	次期システム導入の際は、各技術者の職種毎の時間単価を用いた積算内訳書を徴収し、見積価格の妥当性を検証することとする。	障害者自立支援課
28	千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託(委託料精算の確認について)	(3) 委託料精算の確認 ① 現状分析 委託料精算に当たったの会計報告において、人件費の給与手当が総額で記載されており、また内訳も添付されていない。 ② 原因及び問題点 仕様書には、「センター運営に要する経費については、その使途を明確にするとともに、領収書等の証拠書類を適切に保管した上で、千葉市の指示に従い報告書を提出すること」としている。本事業の平成29年度の総運営経費14,556千円における現場担当者人件費は、12,281千円と総運営経費に占める割合が大きいため、使途を明確にする趣旨から、給与手当の内訳(支払内容別、支払者別)を明示することが有用である。 【意見】 委託料精算の会計報告では、センターの運営経費の使途が明確になるように詳細な報告を受けることを要望する。	対応済	意見のあった委託契約については、平成30年度精算より、センターの運営経費の使途をより明確にするよう指示し、それに基づいた報告を受けた。 (平成30年4月26日・法人本部にて確認) ① 人件費について、給与手当の内訳を支払内容別・支払者別に明示させ、確認をした。 ② 他事業との共通経費について、按分基準を明示させ、確認をした(今回は該当なし)。 ③ 運営経費の範囲を下記のとおり事前に限定列挙し、会計報告の中で明確にするよう指示したうえで、確認を行った。 【運営経費の範囲】 人件費・謝金・旅費・消耗品費・燃料費・印刷製本費・通信運搬費・手数料・保険料・使用料・公課費・負担金・管理費(ただし、委託料総額の10%以内)	精神保健福祉課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
29	千葉市子ども医療費助成事業に係る受給券等印刷等業務委託(参加資格要件について)	① 現状分析 本委託業務は、子ども医療費助成事業に係る受給券等の印刷等であり、希望型指名競争入札によっているが、平成27年度から29年度にかけて入札に当たったの指名者数は2者、3者(1者辞退)、2者と少数である。また、過去3事業年度とも同一事業者が落札している。 参加者の資格要件として、市内事業者であること、「過去の2年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって当該業務と同等の業務をした実績を有すること」を設定している。 千葉市契約規則第20条(指名競争入札)では、「市長は、指名競争入札に付そうとするときは、5人以上の入札者を指名するものとする。ただし、契約の内容により5人以上の入札者を指名することが困難なときは、その数を3人以上とすることができる。」と定めている。また、平成22年12月27日に財政部長から各所属長へ通知された「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」では、参加資格要件標準モデルとして、地区要件を原則として市内事業者としながら、想定事業者が5者未満の場合を競争性の確保が困難な場合として挙げ、順次、準市内事業者、市外事業者へ拡大することができるものとしている。さらに、実績要件等として、必要以上に過度な実績要件を設定することにより、参加者数が限られることのないよう、適切な設定を行うこととしており、過度な事例として、履行実績を2契約以上求めることや、履行実績を官公庁のみに限定することなどを挙げている。 ② 原因及び問題点 資格要件については、過年度より変更されておらず、施行決定時にも資格要件を満たす潜在的な事業者の数についての報告はされていない。また、本委託契約においては、履行実績要件として過去の2年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって本委託業務と同等の業務をした実績を有することを求めているが、その必要性や根拠について検討されていない。 上記履行実績要件によった場合、本来の業務で求められる水準以上の実績が求められる一方、市内事業者が著しく限定されることにより、事業者による受注機会や競争性が損なわれるおそれがある。 【意見】 入札参加者が少数である状態が継続しているため、市内における潜在的な入札参加資格を有する事業者がどの程度存在するかを調査した上で、資格要件の見直しを検討されることを要望する。 具体的には、履行実績の要件を過去5年に延長する、2契約以上の履行実績を求めない、官公庁に限定しないなどとし、それでもなお入札参加資格者が少数である場合には、地区要件を市内から準市内へ見直すことが考えられる。	対応済	入札参加の資格要件については、入札参加資格者名簿により、潜在的な事業者数の調査を行った結果、資格要件を緩和することにより、事業者の受注機会や競争性を確保している。	こども企画課
30	千葉市子ども医療費助成事業に係る受給券等印刷等業務委託(参考見積書の取得について)	① 現状分析 予定価格算定の際に入手している委託先1者からの参考見積書として、市が概算数量を表計算ソフトに記入して委託先にデータ転送したものに委託先が単価を入力し、返送されたものを用いている。 市はこの参考見積書の単価に予定数量を乗じることにより予定価格の積算を実施している。 ② 原因及び問題点 本委託業務においては、作業内容毎の単価に数量を乗じることによって予定価格が算定されるが、当該単価には参考見積書の単価が適用されている一方、単価の妥当性についての検証はされていない。 本来、入札参加者が本委託業務に係る数量等についての情報を知り得るのは、入札参加申し込み後、資格要件の審査を通過した事業者宛に郵送される入札通知書が到達した時点である。なお、予定価格の積算内訳を構成する単価は、本来、入札参加者が知り得ない情報である。現状、参考見積書を入手する事業者が委託先1者であり、同一事業者が過去継続して受注しているため、参考見積書提出段階において、当該事業者は、予定価格の概算金額を知り得ることとなる。 予定価格が非公表となっている本入札において、当該事業者が入札に参加すると、入札参加者間で情報の非対称性が生じ、公平性が損なわれるおそれがある。 【意見】 同一事業者との契約が継続している委託事業において、当該事業者から参考見積書を取得するに当たっては、予定価格が類推されるおそれに配慮し、市から仕様内容に係る具体的なデータを提供することのないよう、その運用に十分留意されることを要望する。 予定価格を設定するに当たり、市独自で単価を積算することが困難な場合においては、委託先事業者1者からのみ参考見積書を取得するのではなく、複数事業者からも見積書を取得し、その内容を十分に検証した上で、予定価格を設定されることを要望する。	対応済	予定価格の設定に当たっては、複数事業者から見積を徴取し、金額の妥当性を検証したうえで、予定価格の設定をしている。	こども企画課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
31	子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配送業務委託(参加資格要件について)	① 現状分析 本委託業務は、子ども・子育て支援新制度における帳票等の作成、封入・封緘及びそれらの配送であり、希望型指名競争入札により執行されている。平成29年度の入札では、入札に当たっての指名者数が前年度の5者(2者辞退)から2者に減少しているが、これは、市基幹システムの刷新に伴い、平成29年度業務から新たに印字業務が仕様に追加されたため、対応する機器を保有する事業者が限られたことが原因とされている。なお、平成30年度契約においても入札参加者は2者である。 入札参加の資格要件として、市内事業者であること、過去5年で同様業務の履行実績を有することを設定している。 千葉県契約規則第20条(指名競争入札)では、「市長は、指名競争入札に付そうとするときは、5人以上の入札者を指名するものとする。ただし、契約の内容により5人以上の入札者を指名することが困難なときは、その数を3人以上とすることができる。」と定めている。また、平成22年12月27日に財政部長から各所属長へ通知された「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」では、参加資格要件標準モデルとして、地区要件を原則として市内事業者としながら、想定事業者が5者未満の場合を競争性の確保が困難な場合として挙げ、順次、準市内事業者、市外事業者へ拡大することができるものとしている。 ② 原因及び問題点 資格要件については、過年度より変更されておらず、また、施行決定時にも資格要件を満たす潜在的な事業者の数についての報告はされていない。 【意見】 入札参加者が少数である状態が継続しているため、市内における潜在的な参加資格を有する事業者がどの程度存在するかを調査した上で、本委託業務において競争性が確保されているかどうかを判断し、地区要件を見直すことの要否について検討されることを要望する。	対応済	子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配送業務委託については、令和元年度の入札から、入札参加資格者名簿により潜在的な事業者を調査し、入札参加の資格要件を市内事業者または準市内事業者へと拡大した。	幼保運営課
32	子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配送業務委託(参考見積書の取得について)	② 原因及び問題点 本委託業務においては、品名毎の単価に数量を乗じることで予定価格が算定されるところ、当該単価については一定の合理性が認められる限り、参考見積書の単価を使用している。なお、当該合理性について検討した積算根拠資料は作成されていない。また、本来、入札参加者が本業務に係る数量等についての情報を知り得るのは、入札参加申し込み後、資格要件の審査を通過した事業者宛に郵送される入札通知書が到達した時点である。なお、予定価格の積算内訳を構成する単価は、本来入札参加者が知り得ない情報である。 現状、参考見積書を入手する事業者が委託先1者のみであるが、参考見積書提出段階において、当該事業者は、予定価格の概算金額を知り得ることとなる。 予定価格が非公表となっている本入札において、当該事業者が入札に参加すると、入札参加者間で情報の非対称性が生じ、公平性が損なわれるおそれがある。 【意見】 前年度の委託先事業者から参考見積書を取得するに当たっては、予定価格が類推されるおそれに配慮し、市から仕様内容に係る具体的なデータを提供することのないよう、その運用に十分留意されることを要望する。 予定価格を設定するに当たり、市独自で単価を積算することが困難な場合においては、委託先事業者1者からのみ参考見積書を取得するのではなく、複数事業者からも見積書を取得し、その内容を十分に検証した上で、予定価格を設定されることを要望する。	対応済	今後は、予定価格の設定に当たっては、複数事業者から見積を徴取し、金額の妥当性を検証したうえで、予定価格の設定に努めていく。	幼保運営課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
33	千葉県里親制度推進事業業務委託(前金払の実施について)	① 現状分析 本委託業務は、里親制度推進事業に係る業務であり、プロポーザル方式により特定非営利活動法人を事業者として決定している。本委託業務において、地方自治法施行令第163条第2号で定めるところの前金払について、契約書にて必要があれば前金払ができることを定めている。このため、平成29年度の本契約においては、事業者の申し出に応じて一括で前金払を実施している。また、平成30年度においても、事業者が変更されているが、同様に前金払が実施されている。なお、本委託業務は、平成29年度より児童相談所に所管が変更されており、平成28年度以前の契約状況については、本監査の対象外としたため、記載を省略している。 ② 原因及び問題点 前金払とは、業務履行前(債務の履行期限到来前)において、金額の確定した債務に対して支払われるものである。業務の履行確認後の完了払に対する、例外的な取扱いであることから、前金払により、その契約又は債務が効果的に履行されるような場合に限り実施するよう配慮する必要がある。したがって、前金払する場合の時期や計算方法について、仕様書等で具体的に定めることが望ましい。しかし、本委託業務においては契約書において「必要があれば」前金払を実施できると定められているのみであり、前金払とした根拠、必要性について検討されていないため、事業者の安易な申し出によっても前金払が実施されるおそれがある。 【意見】 前金払を行う場合には、前金払の必要性について判断するための指針や実施時期、計算方法等を明文化し、これに即した検討を加えた上で実施されることを要望する。	対応済	令和2年度の契約締結に際し、仕様書に「発注者は、受注者に対し、年2回前払いにより委託料を支払う。支払の時期は、令和2年4月以降及び令和2年10月以降とする」と明記した。あわせて、事業者に対して、請求の際にキャッシュフローを提出するよう指示した。	児童相談所
34	千葉県流通・ブランディング事業実施業務委託(参加資格要件について)	① 現状分析 本委託業務は、市内生産者・事業者の収益改善や市内産品のブランド化、高付加価値化を目的として、市内事業者への催事・展示会の斡旋やコンサルティング、「千葉県 食のギフトセレクション」の開催による市内事業者の製品のプロモーションを行うものである。事業目的を達成するため、商品流通、農産品や加工品の広範な知識や、バイヤーやシェフ等との高い関係性などの専門的能力が求められることから、事業者の選定に当たっては、価格競争ではなく事業者の企画・技術力を審査する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用している。一方、本委託業務の企画提案募集要項の参加資格には、行政機関から指名停止処分を受けていないこと、不渡手形を出していないことなどの一般的な要件の他に「株式会社、合名会社、合資会社又は特例有限会社であること」が挙げられている。 なお、本契約の応募者は平成27年度1者、28年度3者、29年度1者という状況にある。 ② 原因及び問題点 発注課担当者への質問に対する回答によると、「株式会社、合名会社、合資会社又は特例有限会社であること」を参加要件とした理由は、継続的に業務を提供できる事業者として法人が想定されたためとのことである。しかしながら、「株式会社、合名会社、合資会社又は特例有限会社」にはNPO法人や財団法人などが含まれないため、例えば千葉県で産業コンサルティング業務を行っている公的な団体である公益財団法人千葉県産業振興財団などの参加が制限されている。また、公募型プロポーザル方式では、過去の実績や実施体制などの業務提供体制を評価し、業務体制が脆弱な事業者とは契約しないことが可能であるため、参加資格を法人に限定し、応募の段階で個人事業者を除外する必要性は乏しい。入札参加者の状況に鑑みると、参加資格要件を広げ、企画提案者を広げる検討も必要であったと考える。 【意見】 公募型プロポーザル方式を採用するに当たっては、優れた企画提案力を募るという趣旨に鑑み、資格要件の設定に当たっては十分な検討を要望する。 公募型プロポーザル方式を採用した場合、企画提案の内容に加え、過去の実績や実施体制の評価も事業者の選考基準となる。そのため、業務の履行可能性を目的として個人か法人か、または法人の種類などを要件とする必要性は乏しいと考える。	対応済	令和元年度 千葉県「食のブランド化」推進事業委託業務の企画提案において、参加資格要件を個人、法人、または法人の種類などの条件を設けずに募集を行った。結果、従来参加が制限されていた公益財団法人からも企画提案を受けた。	農政課

No.	項目	内容（一部抜粋・要約）	対応状況	対応内容	所管課
35	千葉市流通・ブランディング事業実施業務委託（事業の効果について）	① 現状分析 本委託事業においては、事業の目標設定や効果を評価するため、小売店での取扱品数の拡大件数などを指標としている。本事業の実施により、平成27年度から29年度の累計で、普及品販路（スーパーマーケットなど）取扱品数：目標6商品、実績9商品、高級品販路（百貨店など）取扱品数：目標2商品、実績3商品という効果が得られている。なお、これらはいずれも全国での取扱いではなく、それぞれ1～数店規模での取扱いにとどまっている。事業目標は取扱品数とされているため、売上高は把握されていない。 一方、平成27年から29年度の本委託業務に係る契約金額の累計は16,284,659円（税込）である。効果の測定に際して、1品目当たり又は売上金額の増加当たりの発生コストという観点からの評価は実施されていない。 ② 原因及び問題点 コスト計算に基づく事業効果の測定という観点から委託業務の評価が行われていないため、外部委託の効果として経済性、効率性の観点からの評価は十分とはいえず、コスト意識を伴わないまま事業が継続するおそれがある。 本委託業務においては、1品目当たりの取扱拡大のための業務委託費として、目標値からは平均2,035千円、実績値では平均1,357千円と算定されるが、この水準が妥当なものか十分な検討が行われていない。 なお、本事業の目的として、市内生産者・事業者の収益改善も掲げられていることから、品目数だけではなく、販路の拡大による売上金額や売上総利益の増加額についても指標として取り入れることがより合理的である。 【意見】 本委託業務のような産業支援事業においては、業務の経済性、効率性を確保するため、コスト当たりの成果という観点からも、目標の設定や事業の評価を行うことを要望する。 例えば、販路の拡大による売上高の増加額÷契約金額を指標の一つとすることが考えられる。また、具体的な目標設定に当たっては、企画提案時に応募者から提案を受けることも考えられる。	対応済	令和元年度に、本市食のブランド化の指針となる千葉市食のブランド戦略を策定し、これに基づき令和2年度に、千葉市食のブランド「千」認定制度を創設した。 食のブランド戦略では、達成を測る指標（KPI）として、認定制度を創設してから3年後、5年後、10年後の認定数及び売上額をそれぞれ設定している。 R2年度事業の執行にあたっては、事務局運営業務並びにプロモーション業務をそれぞれ別の事業者へ委託したが、契約時には、KPIを含め戦略の内容について説明している また、このうち事務局運営業務委託については、当年度の認定品数を10件以上と委託仕様書に明示し、結果として認定数を10とすることができている。 今後、認定制度の創設3、5、10年後については、認定品数だけでなく、売上についてもKPIの達成状況を確認し、それまでに投入した委託費に対する効果（認定品の売上／累積委託費用）について検証する。	農政課
36	千葉市きぼーるアトリウム管理運営業務委託（契約方法（契約者選定方法）について）	① 現状分析 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約であり、1者との間で継続して同一金額で契約が締結されている。随意契約の理由として、「施設管理については、同施設が個人事業所を含む複合施設となっており、突発的な事故等トラブルが起こった場合、現地で迅速に処理し、防災等のリスクを最小限にとどめるために、きぼーる全体の管理者との一体管理が必要不可欠である。」こととしている。なお、予定価格設定に当たっての参考見積書は、委託先事業者1者からのみ入手している。 随意契約は、競争入札を原則とする契約の例外的な方法であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項各号までに列举された範囲でのみ認められるものである。本委託業務における1人以上の者から見積書を徴さない1者随意契約については、資産経営部長から各所属長へ通知される「適正な入札・契約の執行について」に記載があるように、「契約の目的である事務・事業について競争によることが不可能であるか」、「長年の慣例として随意契約となっていないか」に十分留意の上、適用に当たっては、個別の契約案件がこれらの要件に照らして妥当か否かを厳格に判断する必要がある。 ② 原因及び問題点 本委託業務の主業務である受付業務、イベント開催に必要な附属設備等の管理内容に鑑みると、施設管理の保守・点検等といった施設と一体となった業務ではなく、施設管理者との一体管理により効率化が図られることは想定しうるものの、入札による他事業者の参入を妨げる随意契約の理由としては十分でない。また、突発的な事故等のトラブルや防災等リスクへの対応を随意契約の理由として掲げているものの、本業務委託における仕様の中で、施設管理者との連絡体制や連携方法を定めれば、リスク等を同水準に抑えることも可能と考える。 【意見】 随意契約の中でも、1者のみからしか見積書を徴さない1者随意契約の適用に当たっては、競争によることは不可能であるのかどうか、長年の慣習となっていないかに十分留意の上、厳格に判断されることを要望する。 事業の効率性や効果を理由に随意契約による場合においても、仕様内容の見直しにより、他事業者によっても同等の効率性や効果が得られる場合もある。また、入札による経済性が随意契約によった場合の効率性等を上回る可能性もある。1者随意契約ありきで契約手続を進めるのではなく、仕様内容の変更等も含め、様々な視点から随意契約によらない方法について検討をされることを要望する。	対応済	きぼーるアトリウムの管理運営の実態を見直したところ、中央区役所の案内業務だけでなく、きぼーる全体の案内業務を行っていることから、令和3年度よりきぼーる管理組合の直接施行事業とし、中央区役所はきぼーる管理組合へ負担金を支払うことで合意した。	中央区地域振興課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
37	千葉市きぼーるアトリウム管理運営業務委託(仕様内容について)	① 現状分析 (省略) ② 原因及び問題点 平成29年度までは、市は委託先事業者から日々の問い合わせの内容等、詳細な報告を日報で受けていたが、その結果を分析・評価し、委託業務の仕様内容を見直すまでには至っていない。 一方、平成30年度委託業務においては、受付業務における負担軽減や情報の有用性という観点から日報が変更されているが、業務内容の仕様変更やそれに伴う予定価格への影響等の評価は行われていない。また、平成30年度の日報様式の変更に伴い、報告が行われなくなった問合せ内容について、過去からの日報での報告内容が概ね同じであることから、継続する必要がないと判断されているが、過去の情報をデータベース化し、問合せが生じる日時や施設別の問合せ内容等を分析することは行われておらず、過去から報告されてきた情報の有用性や情報の活用可能性を踏まえた上での判断が十分なされたとはいえない。 平成30年度からの日報においては、情報が簡略化されている反面、施設別の時間帯別問合せ件数が把握できる様式になっており、活用性は認められるものの、従来と同様、手書による報告であるため、当該情報をデータ化し、分析する手法には向かない。 総合施設に係る受付業務での問合せ対応は、施設利用者の声を聞く重要な機会であり、その結果を集計・分析することにより、より高度なサービス向上が図られる可能性がある。そのような委託業務において、仕様書に報告内容や報告方法が定められておらず、また、その内容が業務委託に当たり、十分に検討されていないことに問題が認められる。 【意見】 総合窓口としての受付業務における問合せ対応の情報は、当該施設における利用者へのサービス向上を図る上で有用なものであることから、情報収集に係るコストと情報の有用性を比較検討した上で、仕様書に日報による報告の目的や報告内容及び様式を定めていくことを要望する。 なお、このような情報は、日々の報告を集計し、分析することで有用性を発揮するものであることから、報告内容を定型化した上で電子化するなど、利用目的に適合した方法を仕様で定め、報告を求めていくことが望ましい。	対応済	仕様書に、必要な報告内容を具体的に記載した。	中央区地域振興課
38	都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託(仕様内容について)	① 現状分析 平成28年度事業である「都市アイデンティティ発信(体験ガイドプラン入り観光ガイド作成)業務委託」では、応募者からの企画提案を求めるため、公募型プロポーザル方式で事業者を選定している。本委託業務では、Webサイトとガイドブックを共通のコンテンツを使用して作成するため、Webサイトの構築とガイドブックの作成・印刷の両業務を仕様を含めている。平成28年度の事業計画では、Webサイトの公開とガイドブックの発行は同時期を計画しており、異なる業務であるWebサイト作成・運用業務とガイドブックの作成・印刷業務を分離せずに一括発注することとしている。 一方、平成29年度事業である「都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託」においても、Webサイトの保守・運用と冊子の作成・更新の両業務を仕様内容に含めた一括発注が平成29年4月に行われている。なお、本委託業務の一部であるWebサイトの保守・運用業務には、サイトを公開するためのサーバーの維持管理も含まれ、平成28年度から連続した役務の提供が必要であることから、平成28年度の実施事業者と随意契約を締結している。平成29年度の委託業務の契約期間は年度当初の4月1日から翌年3月31日までの1年とされているが、これは、年間を通して平成28年度に構築したWebサイトの保守・運用を委託する必要があったためである。 しかしながら、平成29年度の本委託業務に含まれている冊子の作成・更新作業は、Webサイトの保守・運用と異なり、連続した役務提供が必要なものではなく、事業計画では、平成29年度の冊子の更新・印刷は11月の予定であった。 なお、本委託業務は、事業効果及び他事業との類似性を検討した結果、平成29年度で終了している。 ② 原因及び問題点 平成29年度事業に含まれる冊子の作成・更新業務については、冊数などの仕様について年度当初に決定する必要はなく、事業効果の測定・検証を行ってから仕様を策定し、Webサイト運用・保守業務とは別に分離発注することが合理的であったと考える。前年度の契約形態を踏襲せずに、29年度の冊子作成・更新業務を分離発注していれば、前年度に作成されたガイドブックの配付やWebアクセス数の状況、事業効果の検討結果を踏まえて印刷冊数を減少させるなど、仕様内容の見直しにより柔軟な対応が可能であったと考える。 【意見】 同一事業の中に複数種類の業務が含まれるときには、一括発注にとらわれず、分割発注によることのメリットも十分検討の上、仕様内容を検討されることを要望する。 特に、本委託業務に見られるように、業務の種類毎に履行予定時期が異なる場合や、事業評価に基づき発注数量の見直しが生じる可能性がある業務については、発注時期についても十分な検討が必要である。	対応済	本業務委託は平成29年度で終了している。 今後、同種案件のように、同一事業内に複数種類の業務が含まれる場合、分割発注によることのメリットなども検討のうえ、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注や仕様内容の工夫など検討していくよう所属長から所属職員へ周知徹底を図った。	観光プロモーション課

No.	項目	内容（一部抜粋・要約）	対応状況	対応内容	所管課
39	都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託（契約の内容について）	① 現状分析 平成28年度事業においては、応募者からの優れた企画提案を募るため、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者を選定している。また、平成29年度事業においては、前年度に構築したWebサイトの保守・運用のためのサーバーの維持管理が含まれることから、前年度の事業者と随意契約を締結している。 Webサイトを構築した後、次年度以降も保守・運用作業が生じることは想定し得たにも関わらず、平成28年度の公募型プロポーザルにおいては、次年度以降のWebサイト保守運用や冊子の更新などについての提案を求めておらず、事業の継続を前提とした保守運用に係る役務の提供体制やサーバーの維持管理に係るランニングコスト、契約先を変更する場合の業務やコンテンツの引継方法などが評価されていない。 ② 原因及び問題点 複数年継続する事業においては、次年度以降のランニングコストなども考慮の上委託先が選定されないと、経済性の観点から事業期間全体の最適化を図ることができない可能性がある。 【意見】 次年度以降も保守・運用や更新を伴う事業を新たに外部委託化する際には、契約年度に係る調達価格や企画提案の内容だけでなく、次年度以降の業務の実施体制やランニングコスト、他事業者への業務の引継方法についても評価の上、事業者を選定されることを要望する。 本委託業務においても、サーバーの維持管理費用などのランニングコストや契約先を変更する際のコンテンツや業務の引継方法についても評価することにより、経済性の観点から事業期間全体にわたる最適化計画を検討することが可能であったと考える。	対応済	本業務委託は平成29年度で事業は終了している。今後、同種案件のように、複数年継続する事業においては、次年度以降の業務の実施体制やランニングコスト、他事業者への業務の引継方法についても評価の上、事業者を選定するなど、適正に行うよう所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。	観光プロモーション課
40	市営競輪開催に伴う臨時場外分開催経費委託（資金の前渡しについて）	① 現状分析 本委託事業は、千葉競輪の車券を他の競輪場で場外販売するための業務委託であり、場外車券売り場の運営に関する複数の業務委託契約から構成されている。 委託先事業者への支払いのための資金は、競輪開催前に市から資金前渡職員（本業務では千葉市公営事業事務所長）に前渡しされた後、千葉市公営事業事務所長から他の競輪場の管理者である他の市町村職員（市の補助職員扱いとなる。）に前渡しされている。競輪開催期間終了後、千葉市公営事業事務所長は、他の競輪場の管理者から委託先事業者が発行した請求書と残余資金を受け取り、前渡金の精算を行っている。 市担当者によると、この方法は協定等による定めがあるものではないが、市町村が運営する競輪場で他の競輪場の場外車券販売を行う際の経費精算に関する方法として、過去から慣行として実施されているものとのことである。 ② 原因及び問題点 競輪事業に関する資金の前渡しは、個人の口座に比較的多額の資金を預けるため、不適切な支出が行われるリスクや、精算が適切に行われないリスクが潜在的に高い。また、預り金の残高管理や後日の精算手続きなど、事務負担も軽くない。 前渡金の精算に当たっては、他の競輪場の管理者から本業務に関する請求書が提出されるが、受領日は開催後1週間程度が多く、請求書を受領してから実績額を支出することも可能と考えられる。 【意見】 市だけではなく、競輪事業を運営する他市町村も関係し、また、資金前渡しによる決済は業界の慣行として確立しているものではあるが、資金前渡しによらない運用方法に変更可能か検討されることを要望する。	対応済	市営競輪開催にともなう臨時場外分開催経費委託については、令和2年度から、従来の契約方式から、新たに他の地方公共団体へ臨時場外分開催に係る事務を委託する事務委託方式に移行し、受託者側が要した経費を委託料として請求することとなった。	公営事業事務所

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
41	千葉競輪場開催業務等包括委託(契約の内容について)	① 現状分析 本契約では、「受注者は市に対して年間130百万円の収益を保証する」旨が定められている。これは、競輪事業による市の収支が130百万円を下回った場合に補填するものではなく、競輪事業による収支の額にかかわらず、各契約年度末に130百万円が事業者から市へ支払われるものである。市では、当該収入を「競輪特会事業諸収入雑入」として処理している。 ② 原因及び問題点 このようなことが契約に定められているのは、競輪場の国有地部分の賃借料相当額を一律に収益保証として求めている背景がある。他市の競輪場開催業務に係る包括委託の契約を見ると、事業者には赤字が発生した際の補填を求める場合はあるものの、競輪事業の収支状況にかかわらず、一定額を収益保証として事業者へ負担を求めるケースは見当たらない。収支にかかわらず支払いが行われるのであれば、収益保証ではなく値引きと考えることが適切である。契約金額に対する値引ではなく、収益保証の名目で事業者に一定額の負担を要求することは、委託契約の透明性を損ねかねないものである。 【意見】 本競輪事業の運営に係る包括的委託で定められる収益保証について、その妥当性を改めて検討されることを要望する。競輪事業の収支状況にかかわらず事業者に一律の収益保証を求める契約内容に、その必要性は見いだせないため、契約金額を含む委託内容の透明性という観点も踏まえ、契約内容の点検を要望する。	対応済	千葉競輪場開催業務等包括委託における収益保証については、従前の契約において収支内容に係らず、市に一定金額を収めることとなっていたものを、平成30年度の包括委託契約から、決算時における歳入歳出差引残額の対前年比で減少した際に、損失補填を求めることに改めた。	公営事業事務所
42	立地適正化計画素案策定業務委託(予定価格の積算について)	① 現状分析 本委託業務は、平成28年度に実施された立地適正化計画に係る基礎調査業務に基づき、平成29年度に立地適正化計画の素案策定業務として外部委託されたものである。計画の素案策定に当たっては、具体的な誘導区域・誘導施設・誘導施策等を検討する上での分析手法が求められることから、契約方法として公募型プロポーザル方式を採用している。本業務委託では4者の応募者があった中で、最も企画提案に優れた1者が委託先事業者として決定されている。さらに、平成29年度における本業務の結果を受けて、立地適正化計画の作成、住民や都市計画審議会の意見聴取に係る支援業務として、平成30年度に「立地適正化計画策定業務委託」が希望型指名競争入札により募集され、6者申込及び指名の下、平成29年度と同一事業者が最低価格で落札している。 このような状況において、平成30年度の予定価格は、委託先事業者を含む平成29年度業務の応募者3者から参考見積書を徴収し、見積金額の平均直下(平均値より一つ下の見積金額)を予定価格として設定しており、結果として最も低い見積金額を提示した平成29年度委託先事業者の見積額が予定価格とされている。これにより、平成30年度の入札では、6者が応札したものの、落札業者以外の5者はいずれも予定価格超過で失格となった。 ② 原因及び問題点 予定価格は、予算の範囲内で契約金額を決定する基準として、仕様書、設計書等に基づき決定しなければならないものであるが、平成30年度業務委託における予定価格は、委託先事業者を含む前年度のプロポーザル応募者3者からの参考見積書の平均直下の金額を予定価格としている。当該方法は一見合理的に思われるが、その中に著しく低い価格が含まれる場合、当該金額が平均直下として選定される可能性が高く、さらに3者という少ない平均値の中では最低価格が選定される可能性がより一層高まる。本業務委託では、平成29年度委託先事業者の見積書が平均直下の金額として採用されているが、平成29年度における業務の実施者であれば、その優位性から低い見積金額が提示されることも容易に想定できることを踏まえると、当該見積価格の適切性が十分に検討されているとは言えない。 入札結果において6者の中で落札者以外の事業者がいずれも予定価格超過で失格となっている状況に鑑みると、予定価格の設定方法に問題があると考ええる。 【意見】 予定価格設定に当たっては、参考見積書の平均値等による形式的なものにならず、市において十分な積算検証を行うことを要望する。参考見積書を利用する場合であっても、前年度の業務委託に応募していない他事業者も対象としてより多くの参考見積書を入手の上、平均値等のみにならず、仕様内容に沿って項目毎に積み上げを行い、予定価格を設定するなどの方法が必要と考える。	対応済	本監査結果における意見を受けて、平成31年度の委託発注にあたっては、価格競争ではない公募型プロポーザル形式ではあるものの、事業規模の検討のために、過去の受注者も含め、都市計画コンサルだけでなくシンクタンクなど幅広いジャンルからの見積を徴取することで、積算検討を実施した。	都市総務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
43	立地適正化計画素案策定業務委託(契約方法(契約者選定方法)について)	① 現状分析 平成30年度契約の「立地適正化計画策定業務委託」は、希望型指名競争入札により最低価格者が落札者として決定されているが、落札者であり、かつ平成29年度に実施された「立地適正化計画素案策定業務委託」の委託先事業者である1者以外は予定価格超過で失格という状況にある。予定価格の設定方法に係る問題点は別に意見として記載しているとおりであるが、平成29年度業務と30年度業務には立地適正化計画策定のための一連の流れの中にある同種業務であることから、前年度の委託先事業者が価格面でも優位になることは否めない。一方で、入札制度の原則として、最も有利な価格を提示した事業者を委託先事業者とすることを踏まえると、入札の結果、同一事業者が引き続き業務を実施することに合理性はあり、むしろ低価格で業務の履行を円滑に進めやすくなるというメリットも認められる。 ② 原因及び問題点 市では平成29年度契約に当たっては、その業務の性格から価格競争が適さず、高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力等が必要と判断し、プロポーザル方式による契約者選定方法を採用しているが、一方で、平成30年度の実施業務は、平成29年度に策定された素案を計画化することが主業務であることから、価格競争に適しているとして入札手続を実施している。 一方、他市における同様の立地適正化計画策定支援に係る業務委託の募集状況を見ると、プロポーザル方式において、調査、素案策定及び計画策定の一連の業務を複数年度にわたり実施することを前提とした募集を行っている場合も見受けられる。市においても、本業務に複数年契約による契約方法が他市で行われている状況を把握していたが、複数年契約を実施する上での事務手続等に係るノウハウ不足のため、具体的な検討には至らなかったとのことである。 【意見】 実施期間が長期にわたる業務の委託契約に当たっては、その施行が決定される段階で、最も効率的かつ効果的な契約方法を検討されることを要望する。 本業務委託においては、平成30年度入札執行において、平成29年度の委託先事業者が低価格で落札していることを踏まえると、平成29年度のプロポーザル方式による募集において、平成30年度実施予定の計画策定業務を含めた企画提案により、より効率的かつ経済的な契約が締結できた可能性もある。また、それにより平成30年度における入札執行手続の事務負担も軽減されることとなる。 ノウハウ不足という理由のみで契約方法を決めず、他所管課の契約執行状況等も確認しながら検討されることを望む。	対応済	今後、同様の複数年度にわたる業務発注にあたっては、事務負担軽減となるような手法を検討する。	都市総務課
44	若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託(事業の必要性について)	① 現状分析 本委託業務は若葉区泉地域におけるコミュニティバス運行業務である。民間のバス会社が撤退した地域でもあるため、実際の乗降客数が少ない区間もあるが、地域住民の公共交通網確保のため、事業を継続する必要性は高いと考える。 調査時において、本業務における課題を質問したところ、利用者の減少により運賃収入が減少すると委託料が増加することから、事業を維持する上で、どのように収支改善を図るかが今後の課題との回答を受けた。 ② 原因及び問題点 本業務の委託料は、運行に係る費用から運賃収入等の収入を控除して決定される。人口が減少している地域でもあり、利用者が減少すると委託費用が増加するおそれがある。委託料が増加すると、事業の運営にも支障をきたすおそれがあることから、対策を早期に練ることが必要である。 【意見】 本委託事業において、より良い運営環境を構築するため、市で進めている施策の推進を要望する。 (a) 地域参画型コミュニティバス 地域住民が単なる利用者ではなく事業へ直接参加することにより、地域にとってより主体的な事業継続が可能となる。 (b) 近隣市町村との連携 近隣市町村と連携して路線を延長することにより、利便性の向上が図れる。また近隣市町村との連携をより強化し、国からの補助金を受けられる可能性がある。	対応済	(a) コミュニティバスの収支改善については、平成29年度より運行協議会において議論を重ねてきているところである。 令和元年度に入り、地元負担のあり方のひとつとして運賃値上げや利便性確保の観点から運行ルートの見直し等を行っている(令和元年12月より変更予定)。 (b) の近隣市町村との連携については、昨年度より運行協議会に隣接する八街市に参画いただき、運行計画について検討を行っている。また、国及び千葉県に対し運行補助金の申請を行っている。	交通政策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
45	若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託(契約方法(契約者選定方法)について)	① 現状分析 本委託業務は、平成25年度に企画提案方式(プロポーザル)により事業者を選定し、その後、運行計画の改善等に努める体制や利用サービス水準を維持するため、5年程度の複数年で随意契約を継続している。 事業開始より5年が経過する現在において、市では改めて事業者の選定方法や契約の在り方について検討を始めている。 ② 原因及び問題点 継続して安定的に運営できる事業者を選定することは、事業の継続のために重要な課題である。とはいえ長期間随意契約を継続すると、競争が働かず委託費が高止まるおそれがある。適切な事業者を選定し、事業を継続させるためにも、事業者選定方法や契約方法については、十分検討を行う必要がある。その際には、以下の事項に留意が必要である。 (a) 安全で安定的な事業者の選定 単に価格面だけではなく、安全性や事業の安定的な運営が可能な事業者を選定する必要がある。 (b) 競争性の確保 前回のプロポーザルの参加者は2者であったが、近隣自治体含めバスの運営会社(入札参加資格者名簿登録会社)は多数あるため、より多くの事業者が参加できる環境を構築することが必要である。 【意見】 より良い事業者を選定し、事業を継続させるためにも、以下の事項を検討し安定的に契約を行うことを要望する。 (a) 総合評価方式による入札 コミュニティバスの運行には、安全性や安定した運営等、契約金額以外の要素を考慮する必要がある。ただし、既存の事業者が入札上有利になることがないよう、仕様設定には十分な配慮が必要である。 (b) 複数年契約 参加にはバス等の設備投資が必要なことから、随意契約を継続するよりも複数年での契約の方が事業者の参入を容易にすることが可能となると考える。ただし、長期継続契約は市の条例にあてはまらず、燃料費や人件費等、価格変動の大きい費用の割合が高くなじまないことから、債務負担行為による予算措置が必要となる。	対応済	・今年度委託発注分より、債務負担行為を設定し、総合評価落札方式による入札を行ったが不落となってしまった。不落の主な原因は、運転手の確保に時間を要することであった。なお、今年度は緊急随意契約を締結し、コミュニティバスを運行している。 ・令和2年度の運行委託にあたっては、昨年度同様に総合評価落札方式による入札を実施することとし、債務負担行為を設定し複数年にまたがる契約を可能とする予算措置としている。	交通政策課
46	若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託(契約方法(契約書の内容)について)	① 現状分析 本委託業務における契約書は、市の標準的な様式ではなく、独自の契約書を使用している。契約書の第10条において、損害の負担について以下のとおり規定している。 第10条 事業を行うにつき第三者及び発注者が管理する施設に及ぼした損害について、損害賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。 2 その他、業務遂行に伴い、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。 ② 原因及び問題点 損害の負担については、バスの運行においては、人身事故等が発生する可能性があると思われ重要な項目であるが、現状の契約内容では、協力して処理解決にあたるとの記載しかなく、記載内容として十分ではないと考える。 契約書に不備がある場合、想定外の事象が発生した場合に対処が困難になるおそれがある。 【意見】 契約内容が事業の実態に合わせて十分かどうか、検討されることを要望する。 特に損害賠償の項目については、特定の損害に限定することなく、想定され得る損害にも対処できるよう負担関係を明確にする必要がある。	対応済	今年度委託分から、市の所定の委託契約書を使用するとともに、特記仕様書に任意保険加入義務を明記している。	交通政策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
47	千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他(工事事業者の管理)	① 現状分析 千葉都市モノレール施設の更新改良工事は、軌道経営者であり、モノレールの運行・安全管理・施設の維持管理を一体的に実施できる千葉都市モノレール株式会社に一括して随意契約により発注している。このため、実際の工事については、同社が工事を実施する事業者の選定や契約の締結、工事管理を行っている。 市では、同社との管理者会議等における意見交換などにより工事事業者の選定方法について確認するとともに、契約書の一部の写しを入手し、選定事業者や契約金額等の確認を行っているものの、実際に行われている選定手続や契約条項が適切かどうかについての詳細な確認は行われていない。 ② 原因及び問題点 本委託業務は、市の保有財産に対する更新改良工事であり、委託先は市の外郭団体であることから、工事事業者の選定や工事事業者と締結する契約内容については、市の基準に準じて行う必要があると考える。 千葉都市モノレール株式会社の事業者選定方法や契約内容の確認が十分行われない場合、市のルールに逸脱する方法で行われていたとしても発見できないおそれがある。 【意見】 千葉都市モノレール株式会社が行う工事事業者の選定手続や契約の内容が妥当かどうか、市の方針に従ったものであるかどうか、十分に確認されることを要望する。 工事事業者の選定については、選定方法の確認だけではなく、重要な工事については入札調書等を閲覧するなど手続が適切に行われているか確認することが必要であると考え。また、契約内容についても、契約書を部分的に入手するのではなく全体の写しを入手し、必要な事項が漏れなく付されているか確認する必要があると考える。	対応済	今年度委託分から、千葉都市モノレール株式会社が行う工事事業者の選定や工事事業者と締結する契約内容については、あらかじめ確認を行い、執行管理する体制を構築した。 なお、執行管理のひとつの手法として重要な工事等を選定し、入札調書や契約書等を確認するとした。	交通政策課、土木保全課
48	千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他(管理費の算定について)	① 現状分析 「千葉都市モノレール施設の更新改良に関する協定書」において、千葉都市モノレール株式会社の更新改良の施行に必要な経費を管理費として含めることが出来ると規定している。また、管理費については、同協定書において実際に要する金額とする旨が規定されており、ただし書で金額に応じた上限が以下のとおり定められている。(省略) 当初概算金額の見積時においては、管理の業務内容に基づき管理費が見積もられているものの、上限に近い金額となっている。 一方、最終的な契約額の確定により精算が行われることになるが、管理費についても、確定額として管理費内訳書が作成される。この管理費内訳書によると、仕様内容に変更が生じていないにもかかわらず、作業日数の実績が概算見積時から見直され、日数が減少している項目がある。概算と実績が工事の仕様の変更によるものであれば、管理費の内容を見直すことも必要だが、実際は、工事事業者への発注金額が概算金額から変更となっただけでも管理費の見直しが行われている状況である。 ② 原因及び問題点 工事事業者との契約金額が、予定価格よりも低くなったことにより管理費が減額となるのであれば、委託先である千葉都市モノレール株式会社にとつて入札により工事事業者との契約額を低減させる意識が低くなるおそれがある。一方、実際に必要な工数で積算されていない場合、協定書における管理費の上限金額ありきで工数を設定されるおそれがある。 また、管理費の上限が実際に必要な管理工数に比べ著しく低い場合、十分な管理が行われないおそれがある。 【意見】 管理費についても詳細な積算を入手し、十分な管理が行える工数か、無駄な工数が設定されていないかを検証することを要望する。 また、管理費の実績に対し、協定で定められた上限金額の設定方法が適正なものであるか、あわせて検討されることを要望する。	対応済	意見された委託については、今年度委託分から、契約時及び業務完了時において、管理費の詳細な積算を入手し精査することとする。	交通政策課、土木保全課

No.	項目	内容（一部抜粋・要約）	対応状況	対応内容	所管課
49	千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他（協定書について）	① 現状分析 「千葉都市モノレール施設の維持管理に関する協定書」は平成18年9月29日に、「千葉都市モノレール施設の更新改良に関する協定書」は平成23年9月29日に締結されている。これらの協定書において、双方の維持管理及び更新改良に関する費用負担について以下のとおり定めている。 維持管理協定 （第4条）維持管理費用について、インフラ施設、インフラ外施設ごとの費用負担を定めている。 （第5条）千葉都市モノレール株式会社は、モノレール施設の維持管理に多大な費用を要するときは、当該費用の負担について市に協議を申し出ることができる。 更新改良協定 （第5条）モノレール施設の更新改良に要する費用は市が負担する。 一方、千葉都市モノレール株式会社は「長期経営収支計画」を策定し、その収支計画について外部専門家の検証報告を受け、現在の費用負担の考え方ついて、以下の問題提起がなされている。 （a）維持管理と更新改良の判断が困難なため、判断基準の整理が必要である。 （b）協定書において維持管理費用の費用負担が多くな際には協議できる旨があるものの、突発的な不具合の場合、予算の関係で更新工事が先送りにされると安全性を脅かす可能性がある。 現在、これらの問題提起に対して、協定書の見直しや長期的な方針の設定は特に行われていない。 ② 原因及び問題点 協定書を締結してからかなりの期間が経過しており、両者を取り巻く環境も変化している。また、施設の老朽化も進み、今後さらに施設の維持管理、更新改良の重要性が高まってくることが想定される。そのような中で、長期間協定書の見直しを行わず、その都度、協議や每期締結する契約書内での対応を行っている、長期的な視点の欠けた対応となってしまうおそれがあり、安全性に支障をきたすおそれがある。また、市や委託先においても、定期的な人事異動により、担当者が短期間で協議から外れてしまうこともあり得ることから、長期的な方針を文書化しておくことは重要と考える。 【意見】 協定書の内容について十分協議し、見直す必要がないか検討することを要望する。 その際、外部から問題提起されている事項も考慮し、実態に即していない部分や不明瞭な部分について、十分に検討する必要がある。	対応済	インフラ外資産更新計画などの資産管理を適切かつ効率的に進めるため、システム開発等について千葉都市モノレール株式会社と協議を進めている。 システム化することができれば、計画的な資産管理が可能となることから、モノレールの資産管理は容易となるものと考えている。	交通政策課、土木保全課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
50	ZOZOマリ ンスタジアム改 修基本方針 策定業務委 託(仕様内容 について)	① 現状分析 本委託業務は、平成28年度に実施したマリスタジアムの建物劣化度調査業務を受けて、29年度事業としてマリスタジアムの改修基本方針を策定するものである。 市では設計業務等委託料算定内訳書の作成において、業務内容毎に施設の屋根や外壁、電気・機械等の面積及び劣化度(率)に基づき想定人工(工数)を積算して、直接人件費及びその他項目を算定している。一方、本業務における委託共通仕様書及び特記仕様書においては、対象施設の概要や設計業務の内容及び範囲は含まれているものの、積算の前提となる改修対象の項目別の面積や劣化度(率)は提示されていない。 このような状況の下、希望型指名競争入札において4者を指名し、うち3者による入札が実施されたが、2者が最低制限価格以下の入札価格により失格となり、残りの1者による落札となった。なお、落札率は96.2%であった。また、各入札者から積算内訳書を入手しているが、落札者を含めその内容は「直接人件費」、「諸経費」、「技術料等経費」、「特別経費」毎に一式として金額が提示されているのみであり、各入札参加者が積算した項目別の内訳は把握されていない。 また、平成29年度業務は、28年度に実施した建物劣化度調査業務と連続性を有するものであるが、28年度入札執行においては、当初は希望型指名競争入札によったものの、入札参加者の3者共に予定価格超過又は最低制限価格未満により入札不調となった。このため、予定価格を公表の上、指名競争入札に切替え改めて入札が執行されたが、その結果、63者指名のうち23者が入札し、落札率80%で委託先事業者が決定されている。このときにおいても、落札業者から積算内訳書は徴収しているものの、各業務種別の内訳は提示されていない。 ② 原因及び問題点 本委託業務は定型的な業務ではないことから、相応の積算能力がなければ適正な予定価格が積算できないものと考えられる。 このような下、市から本委託業務における積算の根拠となる情報が適切に提供されなければ、事業者は入札価格を積算することができないおそれがあり、平成28年度及び29年度の入札執行状況を見ると、当該状況が顕在化していることが考えられる。 また、落札候補者から徴収した積算内訳書についても、直接人件費等の項目毎に「一式」と金額のみ記載されているだけでは、当事業者が適切な積算の下、入札しているのかが確認できず、特に本委託業務のような非定型的な事業においては、落札候補者による業務の履行可能性を十分検証できないおそれがある。 当該状況が生じている要因として、設計図書(共通仕様書・特記仕様書)において必ずしも十分な積算のための情報が提供されておらず、また、入札時に参加者から徴収する積算内訳書に特記仕様書に定める業務内容毎の内訳を求めていることが考えられる。このような状況に鑑みると、価格競争の前提としての入札価格の積算が十分な情報により行えず、適正な競争原理が働いていなかった可能性がある。 【意見】 適正な価格競争を担保するために、設計図書(共通仕様書・特記仕様書)の内容をより明確にし、入札参加者が積算しうるものとされることを要望する。 また、その上で入札時に徴収する積算内訳書についても、仕様書における業務内容に沿った内訳を求め、業務の履行可能性等を十分に確認の上、落札者を決定されることを要望する。	対応 済	設計図書に主旨説明書及び劣化度調査に係る仕様書を追加し業務委託の内容を明確化した。 積算内訳書については、都市局の希望型指名競争入札において入札時に徴収する積算内訳書について疑義がある場合は再度詳細な内訳を徴収し、履行可能性を確認することとしている。	建築管理課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
51	稲毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事監理業務委託、千葉市幕張勤労市民プラザ大規模改造工事監理業務委託(契約方法(契約者選定方法)について)	① 現状分析 公共建築の工事監理業務に関する委託方法について、国、都道府県、政令市が協力し、公共建築の発注者が工事監理に関する業務委託を効果的に行うためのマニュアルとして作成された「公共建設の工事監理等業務委託マニュアル」(平成28年6月 全国営繕主管課長会議幹事会)を参考に検討するとしている。 このマニュアルにおいては、工事監理方式別の工事監理体制として、一括委託方式(設計業務の受注者が設計意図の伝達と告示上の工事監理等の両方を一括して行う方式)、第三者監理方式(設計業務の受注者以外の第三者が告示上の工事監理等を行う方式)、及び自主監理方式(発注者自ら告示上の工事監理等を行う方式)の3つの方式を挙げた上で、それぞれの特徴や適用方針を整理している。 市では、工事監理業務委託に当たっては、入札による執行を原則としつつ、業務の特殊性に応じて随意契約によることとしているが、契約者選定方法に係る基準が要領・要綱で明文化されていない。また、随意契約によった場合においても、両業務の管理技術者が異なるよう仕様書等では規定しない一括委託方式によっている。 「稲毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事監理業務委託」については、耐震補強に関する耐震判定委員会の評定を受けた工事の監理業務であり、工事請負者が作成する施工図及び施工計画の細部にわたって指導するとともに確認する必要があること、特殊な工法の評定取得業務に携わった者が行うことで、正確かつ速やかに判断が可能となり、設計図書の要求する性能を確保できることを理由に、また、「千葉市幕張勤労市民プラザ大規模改造工事監理業務委託」については、意匠・構造上の一貫性を持った管理が可能であることを理由に実施設計を行った事業者と随意契約を締結している。 ② 原因及び問題点 実施設計事業者と契約締結することにより、監理業務に必要な設計意図伝達等の内容が予め理解され、業務が円滑に進められるメリットがある。一方、設計業務と工事監理業務の境界があいまいになるおそれがあることから、一定の技術力を有する者が、対象工事の品質確保が図られるような一般的な施設の場合に、第三者監理方式により委託先事業者を選定し、実施していくことが考えられる。 市では実施設計者と随意契約を締結する方針として、建物の主たる部分の変更が生じるか否かにより判断するとしているが、それに加え、設計内容に実施例の少ない特殊な技術や工法が用いられている施設であるか、設計業務の受注者以外の者では工事監理が困難であるかという観点も踏まえた検討も必要であったと考える。 【意見】 工事監理業務に関する委託方法について、契約事務の透明性を高めるとともに、業務委託を効果的に行うために、市としての基準を定め、要領や要綱で明確にすることを要望する。 その際には、小規模な施設や短期間で工事が完了する場合や特殊な技術や工法が用いられる施設などに適用される随意契約の基準を定めることが考えられる。また、小規模工事等を除き、随意契約による場合においても、設計と監理の両業務の境界があいまいにならないよう、両業務の管理技術者が異なるように仕様書等に定めるなど、第三者性の確保に努める必要があると考える。	対応済	工事監理業務に関する委託方法については、原則、第三者監理方式を採用しているものの、工事内容によっては設計業務の受注者以外の者では工事監理が困難な場合もある。 その理由は多様であり、一括りに随意契約の基準を定めることは現実には困難であると考えており、個別具体の案件に対して、千葉市都市局建築部委託方式選定等委員会において随意契約理由を客観的に審議を行う等により、契約方法の選定を行うことで契約事務の透明性を確保していく。	建築管理課
52	街路樹維持管理業務委託、公園等維持管理業務委託(積算内訳書の徴収について)	① 現状分析 本業務委託は、公園等維持管理業務委託の1地区である蘇我スポーツ公園地区における公園等維持管理業務委託である。平成29年度においては、10者を指名するが5者が辞退し、5者による入札が行われたものであるが、入札価格の最低額が予定価格を超過したため、再度入札が行われている。本契約に係る落札者からは、1回目、2回目共に積算内訳書を徴収しているが、内訳が作業種別毎の金額となっており、設計図書に基づく細別の数量及び単価が示されていない。 ② 原因及び問題点 平成29年12月20日付で資産経営部長から各所属長宛に通知された「適正な入札・契約の執行について」にも記載されているが、落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分に検証することが必要である。 積算内訳書の確認により、積算誤りや最低賃金を確保できないことが発見された場合には、落札決定せずに一旦保留として、積算内訳を精査してから、後日落札決定することも考えられる。積算内訳書が作業種別毎に「一式」である場合、このような確認自体ができず、適切に落札者を決定することができないおそれがある。 【意見】 落札者決定に当たっては、業務の履行が可能かどうかを検証できるに足る積算内訳書を徴収することを要望する。 積算内訳書の内訳が作業種別毎に「一式」では、積算の内容を十分に示しておらず、業務の履行可能性を適切に検証できないおそれがある。本業務においては、設計図書で積算項目が明らかになっているため、落札候補者が入札価格の積算根拠とした内訳書を適切に入手する必要がある。	対応済	積算内訳書の徴収について以下の対応を進めた。 - 平成31年2月に千葉市都市局公園緑地部委託等発注方法検討委員会設置要綱を策定。 - 平成31年3月1日に上記委員会を開催し公園緑地部において対応策を策定。 - 平成31年3月に実施された「平成31年度公園等維持管理業務委託」「平成31年度街路樹維持管理業務委託」入札において積算内訳書の記載例を配布・周知し、適切に積算するよう是正策を講じた上で執行。 - 同様に令和2年度業務委託においても積算項目が明らかとなる積算内訳書を徴収した。 - 令和2年6月30日に開催した上記委員会において不備のないことを確認した。	5公園緑地事務所(中央・稲毛公園緑地事務所、花見川公園緑地事務所、若葉公園緑地事務所、緑公園緑地事務所、美浜公園緑地事務所)

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
53	公園・街路樹剪定等業務委託(契約方法(契約者選定方法)について)	① 現状分析 (省略) ② 原因及び問題点 随意契約の理由として、災害時の倒木処理や突発的な市民要望に対し、迅速かつスムーズに対応を行う必要があるためとしている一方、契約締結後に同協同組合から市へ提出される作業実施計画書では、計画段階で市内各地区を担当する組合員(事業者)が割り当てられており、また、各地区を担当する組合員は、別途、競争入札により公園及び街路樹の年間管理業務を市から受注した同一事業者が選定されている。確かに災害等による緊急を要する作業が生じることは想定されるが、例えばそのような緊急時の対応は別途、個別に随意契約を締結することも考えられ、市内すべての作業に対して随意契約する理由としては十分でない。また、同協同組合との随意契約で相手先が一元化されることにより、市としては契約事務の効率化が図られている一方で、組合員以外による事業者の受注機会が損なわれていることや、公園及び街路樹の年間管理が競争入札である一方、同地区内の剪定業務が同協同組合との随意契約であることから、契約の公平性や透明性に問題が認められる。さらに、予定価格と契約価格が近似している状況にあり、入札によった場合と比較して、経済性にも問題が認められる。なお、随意契約に合理性が認められる場合においても、1者のみから見積書を徴収する随意契約では競争原理が働かず、契約価格が高止まりする可能性が高い。したがって、予定価格設定に当たっては、市による積算単価に加え、類似事業における入札結果や複数事業者からの見積書も考慮して決定する必要があると考える。 【意見】 随意契約による契約方法から競争入札への移行について検討されることを要望する。 随意契約は、競争入札を前提とする地方公共団体の契約における例外的な方法であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号を適用するに当たっては、随意契約によった場合における価格の高止まりや契約の公平性、透明性に係る問題点も十分考慮の上、選択されることを要望する。 随意契約による場合においては、市積算基準に加え、類似業務の契約価格を参考にすることや複数の参考見積書を徴収することにより、市の実勢により合った予定価格を算定されることを要望する。 市が適切な前提条件のもと積算した価格であっても、1者随意契約の場合は競争性が確保されないことから、予定価格に近い金額で決定される可能性が高い。このため、予定価格の設定に当たっては、市基準による単価に加え、類似業務の契約価格や組合員以外から見積書を徴収するなどし、公平性を確保しつつ、より市内の実勢に合った金額に見直されることを要望する。	対応済	令和4年度から予定価格の設定に当たっては、一部の項目について組合員以外の市内業者からも見積書を徴収し、設計に反映させている。また、契約方法については令和2年度に実施した他都市における当該業務の類似業務の業者選定方法等の調査結果を踏まえて、委託の契約方法のあり方を引き続き検討することとした。	5公園緑地事務所 (中央・稲毛公園緑地事務所、花見川公園緑地事務所、若葉公園緑地事務所、緑公園緑地事務所、美浜公園緑地事務所)

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
54	花島公園維持管理業務委託、昭和の森維持管理業務委託、動物公園清掃等管理業務委託(契約方法(契約者選定方法)について)	① 現状分析 (省略) ② 原因及び問題点 契約者選定方法としてプロポーザル方式を採用する理由は、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務であり、そのため市が予め発注仕様を定めることが困難等、標準的な業務の実施手順が定められていない業務に対して優れた企画提案を募るためである。各委託業務共に、以前より長期にわたり公園の維持管理業務を実施してきた各協力会からは、公園をよく知る立場から企画提案がなされているが、一方で、その内容は作業数量の追加や年末における公園内の巡回対応、老朽化した公園内設備の修理対応等、その多くは基本作業数量の追加であるところが多い。このことから、本業務委託に当たっては、仕様内容を見る限りにおいては、原則的方法である競争入札によることも可能であると考えられる。 また、プロポーザル方式に切替えて以後、平成26年度昭和の森維持管理業務及び平成30年度花島公園維持管理業務で協力会以外からの市内事業者による応募があったほかは、協力会以外からの応募がない。プロポーザル募集要項では、参加資格者を市内事業者に限定し、市入札参加資格者名簿での登録業種及び希望順位を特定しているが、当該資格要件を満たす市内事業者は多数存在するものの、市が別に発注する他の公園等維持管理業務を受注しており、かつ、公園の規模からは実質的な参加可能事業者は極めて限定されるものと思われる。一方で、プロポーザル方式では優れた企画提案を求めことを目的としているのであるから、登録業種や希望順位を限定する意義は乏しいと思われる。また、より優れた企画提案を募るのであれば、応募事業者が少ない現状に鑑みて市内事業者以外にも広く募集することも有用と思われる。 【意見】 契約者選定方法としてプロポーザル方式を採用する場合には、当方法を採用する意義や目的を十分理解した上で、価格競争によらないことが適切かどうか、慎重に検討されることを要望する。 プロポーザル方式は随意契約の一形態であり、最も有利な価格で入札した者が落札するという、地方自治体が締結する契約の原則からの例外的な方法であると考えられることから、公平性、透明性の観点から慎重に検討されることを要望する。 プロポーザル方式を採用する目的は、その業務の履行に当たり、事業者の高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力等が必要であり、より優れた企画提案を募ることであるから、参加資格要件を設定するに当たっては、その目的が十分に達成できるものであることを要望する。 プロポーザル応募者の審査において施行体制を確認するのであるから、応募者が少ない状況においては、参加資格要件に登録業種や希望順位を付す必要性は乏しく、技術者の専任配置等の最低限の資格要件を定めればよいと考える。また、業務の規模から応募可能な資格者数を検証し、必要であれば市内事業者に限定せず、幅広く募集を行うことの検討が必要と考える。	対応済	・昭和の森は令和2年度から指定管理者制度を導入した。 ・動物公園では、有料公園施設として、本業務の事業者の選定手法については、来園者サービスの向上につながる提案をした事業者を評価・選定できるプロポーザル方式が最適であると考えている。 そのため、平成31年度事業者募集では、来園者サービスに係る提案をより促すため、募集要項と審査基準の見直しを実施した。 また、幅広く事業者を募集するため、令和2年度事業者募集においては地区要件を市内から市外に拡大し、さらに令和3年度事業者募集においては、登録業種について、大分類が「緑地管理・道路清掃」であることのみを要件とし登録希望順位が1位であることを要しないこととした。 今後もプロポーザル方式を採用するメリットが生かせるよう、複数の事業者から優れた提案を引き出すようにしていく。 【花島公園】 花島公園では、平成31年度に募集要項及び審査基準の見直しを行い事業者募集を行った。 ①参加事業者が発注者の意向が十分に伝わるよう、企画提案書について具体的事例を示し公募した。 ②企画提案項目及び選定基準の中の同種業務等の業務実績及び専任配置者の実績に対する配点を各1点低くし、公園の価値・機能向上に関する提案及び利用増進に関する提案に対する配点を各1点高くした。 令和3年度には、幅広い応募が見込めるよう、地区要件を市外業者まで拡大した。今後もプロポーザル方式のメリットを生かし、複数の事業者から優れた提案を引き出していくよう努める。	花見川公園緑地事務所、緑公園緑地事務所、動物公園

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
55	千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託(契約期間について)	① 現状分析 本業務委託は、動物公園内に設置される動物科学館及び隣接する子ども動物園の運営業務委託である。 事業者を価格競争のみにより決定するのではなく、企業の施行能力・社会性や信頼性等を適正に評価し、より優れた民間企業のノウハウを活用するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行っている。契約期間は4月1日から翌年3月31日までの1年である。業務内容は、施設の広報・周知、教育普及事業等の企画運営、巡回等に加え、動物科学館での総合案内、来園者向け行事実施、ボランティアとの連絡調整、報告・集計業務、こども動物園での動物飼育、教育普及、来園者向け行事実施が含まれ、その業務内容は多岐にわたっている。 本プロポーザル方式での応募状況であるが、平成27年度は1者、28年度は2者、29年度は1者という状況であり、現在の事業者との契約が継続している。市担当者によると、募集要項等に関する説明会へは数者が参加することはあるものの、応募には至っていないとのことである。動物科学館と子ども動物園の複数施設が管理対象であることから、スタッフ配置数は多くならざるを得ず、平成29年度の従事スタッフは、責任者を含めた常勤者が6名、非常勤者が15名体制とされている。また、報告・集計業務のためのパソコン等の備品や飼料仕分け業務のための車両等も事業者が負担する必要がある。このような状況から、市担当者によると、事業者からは単年度契約ではなく複数年度の契約が要望されているとのことである。 ② 原因及び問題点 本業務を履行するに当たっては、常勤者だけでなく非常勤職員の募集も必要となり、また、その業務内容から車両等の初期投資も必要となる。このような業務内容に鑑みると、契約期間を単年度契約によった場合、予定価格内で事業者が単年度で本事業を受託するに当たり採算が合わないことや、また、スタッフを揃え、教育するに当たり時間的制約や事務手続上の煩雑さから、応募までに至らないことが想定される。 このことを踏まえると、各年度における本施設の安定運営を担保するという観点からも、契約期間を単年度から複数年度化への検討も必要と考える。 【意見】 本業務委託の内容を踏まえ、契約期間の複数年化を検討されることを要望する。 複数年化に当たっては、契約総額が多額になることから、仕様の内容を見直すとともに、契約者選定方法についても十分検討する必要がある。 なお、本施設の運営を外部委託化するに当たっては、指定管理者制度によることも考えられる。	対応済	千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託については、令和5年3月の子ども動物園の閉園に伴い、一部事業を廃止・直営へ移行・他業務委託へ統合した。また、教育普及業務(団体指導、ふれあい事業など)については、都市公園法に基づく管理許可(許可期間10年)業務として民間事業者へ移管した。	動物公園
56	動物公園汚水処理場外維持管理業務委託、動物公園設備等維持管理業務委託(長期継続契約の締結について)	① 現状分析 本委託契約は、いずれも長期継続契約により契約が締結されており、平成29年度からの契約においては、平成32年3月31日までの3か年が対象とされている。 長期継続契約は単年度主義の特例として、債務負担行為として予算に定める必要もなく、契約の締結について議会の議決も必要ないものであるため、適用される契約内容は、「千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び「千葉市長期継続契約の締結に関する規則」により限定列挙されている。「千葉市長期継続契約の締結に関する規則」第2条第2項(2)において、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがある業務として、「機械設備の運転管理業務」が挙げられており、本契約事務においては、当該規定に基づき3か年の長期継続契約を締結している。 (a) 動物公園汚水処理場外維持管理業務 本委託業務は、動物公園に係る汚水処理場の維持管理であり、本処理場におけるすべての設備に関する運転、点検記録、場内の環境整備及び各機器の清掃、軽易な補修等が含まれており、本処理場に係る包括的な維持管理が求められている。日々の運転管理に加え、水質分析(毎月)、汚泥分析(年1回)、設備装置の各種点検(毎月又は年1回)、設備トラブル回避のための改善対策業務が含まれており、機械設備の運転管理に加え、水質の検査や水質汚濁防止法等関係法令に基づき水質を規制内におさめることを目的とした業務全般が含まれている。 (b) 動物公園設備等維持管理業務 本委託業務は、動物公園施設に係る設備全般の運転等維持管理であり、管理対象となる設備には、電気設備、給排水・衛生設備、消防用設備、昇降機等が含まれる。運転管理業務として、機器の運転及び操作等の運転監視に加え、日次、週次、月次等で実施される点検等の維持管理業務が含まれている。また、維持管理業務の中には、環境衛生管理項目としての県水、中水の残留塩素測定や動物科学館内の鼠族、昆虫類の生息調査、建築物に係る陸屋根・ルーフトレン・といの堆積物等の清掃、建具の点検等が含まれている。 ② 原因及び問題点 年間を通せば経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要のある業務であるが、汚水処理場外維持管理業務における分析や各種点検は、その実施時期や頻度は異なり、また、設備等維持管理業務についても、機械設備の運転管理以外の業務が一部含まれていることから、そのすべてが年度当初から役務の提供を受ける必要がある業務とは必ずしも言えない。 契約締結に当たり、予算に定める必要がない単年度主義の特例という趣旨から、市条例や規則で、契約内容が限定列挙されていることに鑑みると、本委託契約が限定列挙されている長期継続契約の適用対象となるかどうかについて疑問が残る。 【意見】 長期継続契約の締結に当たっては、当該契約方法の趣旨及び債務負担行為として予算を定める必要がない特例という位置付けを踏まえ、十分な検討が行われることを要望する。 長期継続契約の適用が認められない一方、複数年度を契約期間とする契約が有利と認められる場合は、債務負担行為として予算に定めた上で契約を締結する必要がある。	対応済	汚水処理場維持管理及び動物公園設備維持管理の両委託とも、以前は単年度契約を行っていたが、長継続契約での維持管理業務に該当するものと判断し、契約方法を長期継続契約に変更していたところである。 今回の包括外部監査指摘により、委託業務の大半が設備の点検で、運転管理は一部であるとの判断が示されたことを踏まえ、次回の発注から、契約方式を単年度に変更する。	動物公園

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
57	海浜幕張駅 外3駅周辺自転車等駐車 対策業務委託、千葉駅外 2駅周辺自転車等駐車対 策業務委託 (最低制限価格の設定に ついて)	①現状分析 (省略) ②原因及び問題点 本委託業務においては、別表上に算定項目が表示されていない業務であることから、第8号のその他業務等(設計内訳が人件費等と諸経費に分かれていないもの)として予定価格の3分の2で最低制限価格が設定されている。 一方で、最低制限価格は業務の内容や技術的特性等から個別に検討するものではあるが、特に人件費の占める割合が高い業務において最低制限価格を低く設定してしまうと、人件費が最低賃金に抵触するおそれがある。建設局においては、その点を配慮して運用要領で業務内容を細かく分けて算定項目を設定しているものとする。 本委託業務では、予定価格の積算内訳のうち人件費が全体の8割以上を占めるところであるが、一律3分の2で設定する場合、落札金額によっては最低賃金に抵触してしまうおそれがある。また、特に本委託業務は長期継続契約となっており、契約当初では最低賃金が守られていたとしても、近年の最低賃金の上昇を考慮すると、当初の賃金設定のままであれば、最低賃金に抵触するおそれがある。 【意見】 最低制限価格は、その契約の内容を十分考慮に入れた上で設定することを要望する。 また、本契約は長期継続契約となっており、年々最低賃金は上昇している。落札事業者が継続して最低賃金を遵守しているかについて、契約時における誓約書の入手だけではなく、最低賃金改定時など抵触する懸念がある場合は、その都度事業者を確認されることを要望する。	対応済	最低制限価格の設定について 人件費の占める割合が高い業務においては、設計内訳を人件費等と諸経費に分けて積算したうえで、最低制限価格の設定は運用要領第7号を適用する。	自転車政策課
58	指定自転車 駐車場定期 利用事前受付等業務委託 (予定価格 の積算につ いて)	①現状分析 千葉市契約規則第11条第2項において、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないと規定されている。 本委託業務の予定価格は、事業者2者からの参考見積に基づき設定している。事業者の見積は、仕様に基づき計画準備、申請書の作成、事前受付、追加受付、付帯業務、成果品の作成、諸経費の工程毎に分けられ、それぞれの工程の作業内容毎に見積もられている。平成29年度業務委託の予定価格設定に当たっては、過去から継続して入札に参加している事業者2者とそれ以外の1者に対して見積を依頼したものの、入札参加事業者以外の1者から見積を断られており、予定価格は、入札参加事業者2者の見積を工程毎に単純平均した額で設定されている。 なお、本委託業務は、異なる工程が複合された業務とされており、業務量や履行期間、取り扱い情報の特殊性等から、それぞれの工程を総合的に見積もることが適切であるとし、個別の工程を分割して見積依頼は行っていない。 ②原因及び問題点 本委託業務は、業務内容が異なる複数の工程で構成されることから、それぞれの工程において、事業者毎の業務手順や経験などにより、見積内容は大きく異なる可能性がある。このため、他の業務委託と比べ、各業務の工数を市で詳細に積算し、予定価格を設定することは困難な業務とされている。一方で、委託先事業者を含む少数の参考見積の単純平均をもって積算が行われる場合、事業者の固有の経験等が反映されたものとなり、その結果、市場価格に基づき契約価格の上限として定められる予定価格が適切に算定されないおそれがある。また、入札参加事業者が継続して見積を行っているが、事業者数が2者と少なく、予定価格も事後的に公表されていることから、これらの事業者は、予定価格を容易に推測できる可能性がある。 これらの状況に鑑みると、本業務委託では、参考見積により予定価格を設定するに当たり、より多くの見積情報を入手し、各工程の標準的な作業を把握した上で、見積額に含まれる異常値の有無や事業者特有の状況を十分考慮していく必要があると考える。 【意見】 予定価格について、積算方法を見直すことを要望する。 市で詳細な工数等を積算することが困難な場合は、事業者からの参考見積を利用することは有効であるが、単純平均とするのではなく、より多くの見積情報を入手のうえ、工程毎に見積根拠や異常値の有無等を十分に検証し、予定価格を設定する必要がある。	対応済	入札参加資格要件の見直しを行うことにより、見積り可能業者を増やし、見積りの内容を検証し予定価格を設定する。	自転車政策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
59	指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託(競争性の確保について)	① 現状分析 本委託業務の内容は、千葉市駐輪場の申請書の企画・立案、事前受付、申請書の入力、抽選、リストの作成など、多岐にわたっている。当初の受付から追加受付まで行うため、3月まででおよそ43,500件の電算処理と4,700件の印刷物作成を予定している。 入札参加資格としては、以下の内容が設定されている。 (a) 入札参加資格者名簿掲載(情報処理または広告・催事) (b) 市内、準市内業者 (c) 過去10年の同種業務実績(コンピュータ抽選含む) (d) プライバシーマーク等の認証もしくは自社において個人情報の独自規程の設定 このような中、入札参加者は継続して2者で落札者も同一である。落札率は、平成29年度90.4% 28年度96.9% 27年度92.5%という状況である。また、市では現在、市内及び準市内事業者の中で、参加資格を有する事業者として3者を把握している。 なお、本委託業務を履行する事業者においては、電算処理に当たっての入力業務の一部について、市承諾の下で市外事業者へ再委託している。 ② 原因及び問題点 本委託業務は、以下の原因から入札参加資格者が著しく少ない状況にあると考える。 (a) 業務量が多く、限られた期間で完了させる必要がある。 (b) コンピュータによる抽選といった特殊な業務が実績要件として含まれている。 (c) 地区要件が設定されている。 現在の状況が続くと、実績要件で実績ある事業者の一部が入札に参加しなくなった場合、競争性や業務の履行が確保できなくなる可能性がある。また、市外事業者へ業務の一部を再委託しているのであれば、地区要件を市内、準市内業者に限定する意義は限定的である。 【意見】 入札参加者数を増加させ、より競争性を高めるための方策を検討されることを要望する。 入札参加資格のうち、実績要件にコンピュータによる抽選といった、一般的ではない業務が含まれている場合、受託可能な事業者は限定されてしまうと思われる。現在の実績要件のうち、業務の履行可能性を確保しつつ緩和できる項目がないか検討する必要があると考える。 また、実績要件を見直した上でなお、入札参加業者の増加が見込めない場合においては、市内、準市内の事業者に入札参加資格を限定している地区要件についても、見直しを検討していく必要があると考える。	対応済	入札参加資格要件の見直しを行なうことにより、入札参加可能業者数を増やす。	自転車政策課
60	幕張駅外36駅自転車駐車場管理業務委託(委託事務の管理について)	① 現状分析 本委託業務の内容は、幕張駅等の36駅の自転車駐車場管理業務であり、公益社団法人千葉市シルバー人材センターとの随意契約となっている。 契約価格内訳における大部分の費用は人件費であり、同センターとの契約は時間単価に想定される作業時間数を乗じたものとなっている。また、単価は同センターの見積りにより、850円にセンター事務費8%を上乗せした918円に設定されている。 本契約においては、契約当初に最低賃金を遵守する旨の誓約書を同センターから入手しているものの、作業に従事する組合員に対する配分金は、850円と契約当初における最低賃金842円に近い設定とされている。また、契約年度中の平成29年10月から、千葉県の最低賃金は868円に改訂されているが、平成29年12月の同センターから提出される就業報告書を確認したところ、作業従事者への配分金は850円から変更されておらず、結果的に配分金が最低賃金を下回っていた。 ② 原因及び問題点 本委託業務においては、平成29年10月以降、作業従事者への配分金が最低賃金を下回っているが、市では、シルバー人材センターの配分金は、厚生労働省が発行する「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に則り、委託期間中の最低賃金の改定を考慮して積算されているとして、その後の対応は行っていない。 同ガイドラインによると、当該業務形態は請負に当たり、最低賃金法の適用はないとされている。しかし、同ガイドラインでは、シルバー人材センターは、業務を受注することにより、同種の業務を行う民間企業の利益を不当に害することがないよう、著しく低い金額にならないように設定する必要があるとされており、さらに、適正な賃金として、会員が請負の業務に従事する場合においても、原則として最低賃金を下回らない水準を勧奨したものとする必要があるとしている。 また、シルバー人材センターは、契約時において最低賃金を遵守する旨の誓約書を市に提出していることから、最低賃金法の適用がないことを理由に最低賃金を守らなくて良いということにはならないと考える。 市では、各発注課に対し、委託業務の履行時に最低賃金法等労働関係法令の確実な遵守を事業者へ指導した上で、誓約書の提出を求めるよう指導している。本業務委託においても、委託先から誓約書の提出を受けていることから、配分金が最低賃金を下回っている状況が認められた場合には、シルバー人材センターへその原因や理由を確認し、本業務委託の発注者として、最低賃金に配慮するよう指導するとともに、その後の対応についても確認していくことが必要と考える。 【意見】 委託先に対して「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の趣旨に則り、最低賃金に配慮するよう指導されることを要望する。 また、本委託業務のように、契約当初から最低賃金に近い金額での賃金設定等がなされている業務については、最低賃金の改定により最低賃金を下回ることがないよう契約価格の決定時に配慮する必要がある。	対応済	発注のためのシルバー人材センターへの見積り時点で、最低賃金の改定を考慮した見積りを提出させる。	自転車政策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
61	車道及び歩道清掃業務委託(保証金の徴収・免除について)	① 現状分析 本委託業務は、土木事務所毎に業務委託契約の締結が行われているが、それぞれ保証金の取扱いが異なっている。 なお、千葉市契約規則第29条第3号に基づく保証金の免除は、稲29-1を除きすべて要件を満たしている。 ② 原因及び問題点 それぞれの取扱いに手続上の問題はないものの、同じ局内で取り扱う同種業務であるにもかかわらず、保証金を納めている事業者と免除されている事業者があり、取扱いが公平ではない。 【意見】 同種業務に係る保証金の徴収又は免除に当たっては、土木事務所間での取扱いの整合性を確保し、不公平が生じないようにされることを要望する。	対応済	令和元年度から、土木事務所の定例会議を活用し、発注前に定例会で契約事務について四土木事務所間で確認を行うことに改めた。	各土木事務所維持建設課
62	車道及び歩道清掃業務委託(競争性の確保について)	① 現状分析 本委託業務は、市内の車道、歩道の清掃業務であり、地区毎に7つに分割して事業者を選定している。入札は、平成28年度までは希望型指名競争入札で行われ、平成29年度からは一般競争入札で行われている。各区共に、入札参加者は10社程度のほぼ同じ事業者が継続しており、開札は中央区から始まり緑区で終わる順番にて行われている。また、仕様により、同一事業者が複数の地区を受注できないこととしているため、落札が決定するとそれ以降の地区は失格となる。 本委託業務における平成27年度から30年度までの地区毎の落札業者及び落札率等の状況については、落札率は必ずしも高くないものの、各地区で同じ事業者による落札が継続しており安定している。また、入札参加事業者の多い中央区では、比較的落札率が低いものの、入札参加事業者が少なくなる若葉区、緑区では、比較的高い落札率となっている。入札参加事業者が固定化され、入札する順番が決まっている状況が継続する場合、この傾向は続くものと考えられる。 このような状況の下、現在、各土木事務所においては、落札結果の事後的な分析は特段行われていない。 ② 原因及び問題点 現在、建設局における入札は、原則として電子入札による一般競争入札により執行されている。これは、入札業者が一堂に会することなく入札が行われるため、談合を防止し、より競争性を高める効果が期待されるためである。一方で、入札参加事業者が多数存在しているとしても、入札参加事業者が固定化することにより、暗黙であれ地区毎の役割分担が築かれるとともに、さらに事業者間での調整といった談合も容易となるおそれがある。また、本委託業務のように、各土木事務所が地区毎に分担して業務委託を行っている場合、担当地区の業務だけを見ているだけでは、全体の異常に気が付かないおそれがある。 建設局においては、近年談合事件が発生したことにより、さまざまな談合防止策を構築しており、その一環として入札を電子入札による一般競争入札に切り替えている。しかし、電子入札や一般競争入札に変更したことをもって談合を完全に防止し、かつ十分な競争性を確保することにつながるとは限らないことに留意が必要である。 【意見】 一般競争入札が行われることにより、適切に競争原理が働いているという観念にとらわれることなく、より一層の競争性が確保できるような施策を検討されることを要望する。 個々の委託業務だけでなく、道路清掃業務全体の入札状況及び結果を定期的に分析することにより、競争性の低い委託業務を発見し、対策を講じることが可能になると考える。また、分析の結果、十分な競争が働いていないと思われる委託業務については、入札順の入替えなど入札方法の見直しを行い、より競争性が確保できるような方法が検討されることを要望する。	対応済	当該委託業務については、土木事務所全体の入札状況及び結果を定期的に分析し競争性を確認していく。	各土木事務所維持建設課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
63	千葉駅前地下道外3監視・管理業務委託(契約方法(契約者選定方法)について)	① 現状分析 本委託業務の内容は、千葉駅前地下道等の監視・管理、建築設備点検、電気設備点検、空調設備点検、防災設備点検業務であり、平成29年度は一般競争入札により委託先事業者が決定されている。このうち監視・管理業務においては、業務開始当初である平成7年から監視用装置が委託先事業者の施設内に設置されている。監視装置はすべて市の設備であり、メンテナンスも本委託業務に含まれている。したがって、別事業者が本業務を行うためには、移設するか、もしくは現在の場所を間借する必要があるが、そのような内容は仕様に含まれていない。そのような状況において、本委託業務の事業者選定は継続して入札により行われてきたが、いずれも入札参加事業者は、契約が継続している同一事業者1者のみである。 ② 原因及び問題点 平成29年度は一般競争入札が執行されているが、仕様内容は、現在契約している事業者が実施する前提のものとなっており、他の事業者の参入が困難な状況である。そのような中でも、仕様内容の見直しはされずに形式的な入札が継続しているが、仕様内容の見直しが行われない限り、1者入札の状況が変わることは想定しにくい。このような状況について、発注課担当者に質問をしたところ、事業者選定の公平性を保つため、随意契約ではなく一般競争入札を採用しているとの回答を受けた。しかし、仕様内容自体が公平性を欠いている状況において、入札を継続しても意味はなく、形式的に行われていると考えざるを得ない。また、実質的に公平性を確保するには、仕様を大幅に見直す必要があると考える。 【意見】 実質的に競争性が確保されない状況下において、形式的に一般競争入札を行うことがないよう要望する。 現在は監視システムについて、早急な更新の必要はないため、監視業務について随意契約とすることはやむを得ないと考える。しかし、その場合においても、仕様を十分に検討し、監視システムにかかわらない部分を切り分けて入札を行うことができないかを検討することが必要と考える。 また、今後監視システムを更新する際には、初期コストだけでなく、維持管理や運用などの長期的なコストも十分考慮に入れた上で、公募型プロポーザル方式や総合評価方式による事業者選定方法についても検討されることを要望する。	対応済	令和元年度の契約は、随意契約に改めた。 また、監視以外を切り分けて発注することについては、分割した場合の経費の比較や監視業務との関連性等を確認し、検討する。 また、将来のシステム更新の際には、長期的な費用等も含めて検討する。	中央・美浜土木事務所維持建設課
64	草刈・除草外業務委託(契約方法(契約者選定方法)について)	① 現状分析 本委託業務は、市内における草刈・除草で、道路の中央分離帯や植栽帯において行われる定期的な草刈・除草とは異なり、緊急的に発生した草刈・除草業務について、市の指示に基づき行われるものである。業務実施後に業務完了届が市に提出され、契約単価により精算が行われる。平成29年度の支出額は、中央・美浜土木事務所では16,272,829円、市全体では59,572,099円であった。 この業務は特に夏から秋にかけて集中的に多く、同時期には造園業者も繁忙期となり、単一の事業者では早急な対応が困難となるおそれがあることから、複数の組合員を擁し、直ちに日程調整・手配が可能な千葉市造園緑化協同組合との契約が適しているとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を根拠に、随意契約で締結している。 ② 原因及び問題点 市では、繁忙期における業務集中時において、適時に対応が可能として千葉市造園緑化協同組合1者による随意契約としている。しかし、本委託契約は、市全体について繁忙期以外も含めた期間で締結されており、地域を分割し繁忙期を除くなど期間を限定すれば、競争入札により事業者を選定することの検討の余地はあると考える。 【意見】 競争入札による事業者選定の余地がないか、十分検討されることを要望する。 地方自治法施行令において、随意契約によることができる場合は限定的に列挙されており、本業務委託では、同施行令第167条の2第1項第2号を根拠に随意契約を行っている。しかし、随意契約は、競争入札を前提とする地方公共団体の契約における例外的な方法であることから、事業者選定に当たっては、契約内容の見直しにより、競争入札によることができないかどうかを十分検討する必要がある。	対応済	突発的に実施した草刈り箇所において、計画的に実施可能と判断した場合は、一般競争入札による委託に追加している。しかし、突発的に実施しなければならない箇所が出てくるため、市民要望など緊急性があり、突発的に実施しなければならないものについては、組合員を43社抱え、繁忙期における業務集中時においても、適時に対応が可能な千葉市造園緑化協同組合による随意契約で執行している。 今後も、計画的に実施可能と判断した箇所においては、一般競争入札による委託に追加していく	各土木事務所維持建設課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
65	草刈・除草外業務委託(委託事務の管理について)	① 現状分析 本委託業務は、市内で緊急的に発生した草刈・除草業務について、市からの作業指示に基づき行うものである。 市は、市民等からの要望等により対応の必要性を検討した上で、受託者である千葉市造園緑化協同組合へ作業指示を行い、同協同組合側で担当する組合員(法人)を選定し、業務を履行している。一方で現在、作業指示に基づき業務が履行される際には、どの組合員が実施するかについて、担当者レベルでは電話で伝えられるものの、発注課としてどの組合員が実施しているかは管理されていない。 ② 原因及び問題点 同協同組合内には、指名停止となっている事業者もあり、実施する法人を適切に管理しなければ、市の事業者選定方針に鑑みて適切でない事業者により業務が履行されるおそれがある。 【意見】 作業指示毎に指名される組合員を事前に書面で入手し、選定された組合員が市の業者選定方針に鑑み適切な事業者であるかどうかを確認するとともに、業務の履行状況を発注者として適切に管理されることを要望する。 作業を実施する組合員を担当者レベルではなく土木事務所全体で把握し、適切な組合員が配置されているかどうかを十分管理する必要がある。	対応済	令和元年度から組合が選定した業者を、施工前に書面で通知するよう、特記仕様書に定めた。	各土木事務所維持建設課
66	道路・下水道維持補修委託(仕様内容について)	① 現状分析 本委託業務は、市内を21地区に分割し、それぞれ4月1日～9月30日、10月1日～3月31日までの期間において、道路下水道の補修を行うものである。それぞれ単価契約となっており、市の作業指示に基づき補修を行い、実績により検収・請求が行われる。予定価格の設定に当たっては想定工数を設定し、積算基準に基づいた単価を乗じて算定しており、入札は当該想定工数に基づいた総価で行われている。 本委託業務は、予定価格8,000,000円に対し、実績は20,007,268円と倍以上の支出額となっている。この状況は、本委託業務における契約期間だけでなく、継続して生じている状況にある。現状において、予定価格を適切な工数で設定できない理由として、それぞれ各土木事務所に割り当てられる予算に限られるため、工数を予算に合わせて積算し、仕様が決められているとの回答を受けた。 なお、緊急対応が増加し、工数が大幅に超過する際には、(a)土木事務所内において同種業務で予算に余裕があるものから回す。(b)それでも足りない場合は、他の土木事務所での予算から回す。(c)緊急性の低いものを次の期間で実施するといった対応がなされている。 ② 原因及び問題点 仕様が実態と大幅に乖離した業務量で決定されている場合、実績工数に基づく仕様内容であれば落札できていた事業者が落札できない、またはその反対の状況が生じる場合も想定でき、事業者決定が公正に行われないおそれがある。また、仕様よりも大幅に超過した業務が発生した場合、事業者によっては対応ができず、工事の品質の低下や遅延、不履行等が発生するおそれがある。 【意見】 業務の実態に合わせた仕様を設定し、競争入札を行うことを要望する。 また、予算の影響等により、それぞれの土木事務所単独では対処できない場合においては、土木事務所全体で協議の上、仕様を定める必要があると考える。	対応済	令和元年度から、過年度実績に基づいた仕様(概算数量)及びそこから算出される予定価格を設定し、総価で競争入札を行う方式に改めた。	花見川・稲毛土木事務所維持建設課

No.	項目	内容（一部抜粋・要約）	対応状況	対応内容	所管課
67	幕張本郷駅構内鉄砲塚こ線道路橋P1橋脚耐震補強工事委託、菅田跨線橋補修工事委託（協定書の内容について）	① 現状分析 本事業は、鉄道の線路をまたぐ橋の工事であり、軌道施設の保全や鉄道運転の安全性の確保等専門的な要素が強いため、鉄道事業者との1者随意契約となっている。 このような市の公共事業において、鉄道事業者に委託して実施する工事については、鉄道事業者との間で協定書を取り交わし、工事が複数年度にわたって行われる場合は、必要に応じて別途契約書を取り交わしている。協定書及び契約書は国土交通省と鉄道事業者との間で取り交わされた「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」において例示された「透明性確保の徹底のための協定書記載例」に基づき作成されたものとなっているが、千葉市の標準的な契約書に比べ記載項目は限定されたものとなっており、以下の事項が付されていない。 > 一括再委託等の禁止 > 履行遅延の場合における損害金等 > 暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約 ② 原因及び問題点 協定書等において必要な項目が欠如している場合、想定外の事象が発生した場合に早急な対処が困難になり、双方にとって不利益を被るおそれがある。協定書等の不備によって工事に支障が生じることがないよう、必要事項について漏れが生じないように十分検討する必要がある。 【意見】 協定書や契約書の記載項目については、鉄道事業者と十分協議し、必要となる項目を付することを要望する。 協定書の記載例は協定書に織り込む事項を定めているものであり、それ以外の事項を付することを妨げるものではないと考える。本事業の特殊性を考慮し、必要と認められる項目については、協定書等に付するよう協議が必要と考える。	対応済	鉄道事業者との協議を行った結果、鉄道の適正な運行管理を行う上で、工事監督及び安全管理は必ず鉄道事業者が行うため、一括再下請には当たらないことを確認した。 履行遅延は、鉄道運行にも大きな影響を与えメリットが無いこと、また、損害賠償については民法にも規定されていることを確認し、それに従うことで双方で認識した。 暴力団等排除に係る契約解除に関する事項については、令和元年度の協定書から明記することとした。	花見川・稲毛土木事務所維持建設課、緑土木事務所維持建設課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
68	汚水処理施設保守点検業務委託(仕様内容について)	① 現状分析 本委託業務は、農業集落排水施設等の保守点検業務であり、汚水処理施設(9か所)の毎月定期的な点検と水質検査、汚水中継ポンプ等の付帯施設の維持管理及びそれぞれの施設の緊急時対応について委託を行っている。 入札参加事業者は、過去3年において2～3者となっており、施設の特殊性から近隣で入札参加が可能な事業者は少ないとのことである。また、3年間同一事業者が落札しており、落札率はいずれも97%を超える状況が継続している。 本委託業務は、農業集落のインフラに関わる業務であることから、定期的な点検の他に緊急時の勤務体制が以下のとおり仕様書に定められている。 (省略) 平成29年度において、仕様上での緊急時対応は汚水処理施設で18回、付帯する中継ポンプ施設で138回が想定されて仕様に含まれているものの、実際の緊急時対応は汚水処理施設で平成27年度23回、平成28年度26回、平成29年度24回発生しており、仕様を超過した部分については受託者が負担していることとなる。また、地震や故障といった不測の事態に対しても、24時間早急に対応する体制を整備する必要があるため、実際の受託者の負担はさらに大きくなると考えられる。 施設は老朽化が進み、近年の異常気象等の影響もあり、緊急時対応は今後も減少する見込みは低い。 ② 原因及び問題点 本業務は、農業集落における重要なインフラ施設であり、将来的にも事業を安定して継続させる必要があることから、安定的に運営可能な事業者の確保は重要な課題であると考え。現在は2者の入札参加者があるものの、予定価格に近い金額での落札が継続しており、今後入札事業者の経営状況等により、現在の仕様や予定価格での落札が困難となった場合には、安定した事業運営に支障をきたすおそれがある。 そのため、入札事業者がより入札に参加しやすくなる環境を構築することが必要と考えるが、現在の仕様において緊急時対応は、入札参加者にとって追加的な負担が発生する不安定要素となっていると考える。 このことを踏まえ、本業務委託では、平成30年度において仕様内容の一部を見直し、以下の項目を追加している。 9. 汚水中継ポンプの詰り及び機器故障等が発生した場合は近隣の住宅に被害を及ぼす恐れがあるため、早急に対応すること。なお、費用は別途契約により支払うものとする。 しかし、上記項目は汚水中継ポンプの詰り及び機器故障等の対応に限定して追加的な契約を行うように見受けられ、また、別途契約できる内容や方法も不明確である。具体的な変更契約可能な項目や精算方法を明確にしなければ、事業者にとって不安定要素が軽減できるほどの十分な仕様にはならないと考える。 【意見】 緊急時対応を含めた仕様内容を見直し、受託者の追加的な負担を軽減することにより、事業者が入札に参加しやすい状況を確保されることを要望する。 今後、施設の老朽化に伴い緊急時対応が増えるような状況となった場合には、さらに入札参加事業者数が減少するおそれもあるため、緊急時対応が本委託業務を実施する上での不安定要素とならないよう、仕様で定める緊急時対応回数を一定回数超える状況が生じた場合における費用負担の具体的な取扱いなどについても、仕様内容で定める必要があると考える。	対応済	緊急時対応等仕様書の記載内容について 令和元年度の仕様書には、平成29年度の記載事項に加え、下記事項についても追加記載し対応済みである。 緊急点検 ①緊急点検とは定期点検とは別に災害等の原因により実施する点検のことで、点検の回数は処理場18回／年、ポンプ場138回／年を見込んでいる。 ②緊急点検の実施内容は、すみやかに発注者に報告すること。 ③緊急点検に際して、別途費用が発生する場合の積算は、保守点検費の設計価格に請負率を乗じたものを基本とし、設計書に記載の無い作業が発生した場合は、発注者・受注者間にて協議を行う。	下水道整備課

No.	項目	内容（一部抜粋・要約）	対応状況	対応内容	所管課
69	中央区役所・千葉市美術館総合維持管理業務委託（契約の内容について）	① 現状分析 本委託業務は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの中央区役所・千葉市美術館における機械設備運転管理及び点検、警備及び館内案内の業務である。希望型指名競争入札によっているが、入札価格が予定価格を超過したことにより不調となり、再度入札を経た後、随意契約へ移行したものである。（省略） 「長期継続契約を締結することが出来る契約を定める条例」第2条によると、長期継続契約が締結できる契約は、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受ける支障を及ぼすおそれがあるもの等とされている。本契約においては、長期継続契約の対象となる機械設備運転管理業務と対象とならない単発的・臨時的に行われる建築設備点検を併せて長期継続契約としていたこととなる。 また、本委託業務には、市入札参加資格者名簿における業種が異なる機械設備運転管理業務（施設等運転管理他）と警備及び館内案内業務（警備・受付・施設運営）が含まれているが、業種の異なる業務を同一契約とした場合、契約事務の効率化が期待できる反面、参加資格を有する事業者が減少し、市内事業者における入札参加の機会を損なうおそれがある。 このような状況に鑑み、本業務委託については、長期継続契約の契約期間終了後の平成30年度は単年度契約とするとともに、業種の異なる警備業務及び館内案内業務については分離した上で、別途警備業務委託契約とし発注している。 ② 原因及び問題点 本委託業務の施行何から契約締結までの期間、入札参加資格等審査会を含む各段階で契約内容等のチェックが行われていたにもかかわらず、上記状況にある契約が締結されていることに問題が認められる。 長期継続契約は単年度主義の特例として、債務負担行為として予算に定める必要もなく、契約の締結について議会の議決も必要ないものであるため、適用される契約内容は市条例や規則により限定列挙されているものの、建築設備点検としての単発性、臨時性には解釈の余地もあるため、十分な検討が必要となる。また、業種の異なる業務を同一契約とすること自体に違法性は認められないものの、設定される資格要件に基づき、参加資格者をどの程度有するかを十分議論の上、契約の集約化を図る必要がある。この点について、平成27年度からの本業務委託では、委託業務の範囲が広範にわたった結果、入札参加者が3者と減少しており、競争性の観点や分割発注により、多くの事業者に契約の機会を与えるという市の方針に鑑みると、より慎重な検討が必要であったと考える。 さらに、本委託業務に係る間接的な影響として、本委託業務をモデルケースとして、効率的な庁舎管理を実施することを目的に、すべての区役所における同種契約を一元化するため、各区役所で契約期間を統一すべく調整を図っていたが、これについても、中央区役所のきぼーる移転計画もあり、白紙となっている。結果として他区役所の契約事務を煩雑にするとともに、本来ならば長期継続契約での契約を想定していた委託業務が単年度契約となったものもあり、契約価格面等への影響も生じている。 【意見】 本委託業務のように、業務改革の一環として調達業務の集約化や契約期間の見直しを行うことは、業務の効率化や委託業務の適正化を図るために、実施可能性について検討していくこと自体に有用性は認められる。他方で、本委託業務に見られるような市条例や規則に抵触する可能性が認められる場合や入札参加事業者の減少が見込まれる事案については、業務の施行決定から入札参加資格等の審査、契約締結に至るまで、所定の手続の下、実効性のある審議及び判断が行われることを要望する。 本件においては、各区役所における契約期間の調整等、広範囲に問題が波及しているが、このような状況に至った原因について、形式的な面にとらわれず、根本原因を追究し、今後このようなことが起こらぬように、対応を検討されることを要望する。	対応済	今後、契約内容等を見直す際には、法令等を十分に確認し、見直した際の影響等も踏まえ、慎重に審議を行うように事業引継ぎ課に伝達した。	中央区地域振興課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
70	花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託 他(予定価格の積算について)	① 現状分析 本委託業務は、中央区を除く、5区における区役所と保健福祉センター等の建物設備に関する総合維持管理を業務内容としており、各設備の運転管理業務を区毎に集約化することにより、管理の効率化を図ることを目的としている。希望型指名競争入札により事業者が決定されており、各区における契約期間は全て単年度である。 平成29年度契約では、稲毛区と美浜区において入札不調後に随意契約へ移行し、見積合わせにより業者が決定されているが、稲毛区においては見積合わせが4回、美浜区においては見積合わせが2回実施された後の決定であり、契約事務を煩雑にしている。 ② 原因及び問題点 本契約も労働集約型の委託業務と位置付けられるが、予算内示額が予算見積額を下回ったために労務費単価等を調整したことが、度重なる見積合わせの原因となっている。 予定価格は、予算執行の際の上限額としての性格を持つ一方で、業務の履行可能性を確保するために支払われるべき適切な価格を契約価格の上限として定めるものであり、予算措置が図られないことをもって労務費単価等を引き下げるとは、予定価格の積算において適切な運用とはいえない。この結果、入札不調による見積合わせへの移行が頻繁に生じている状況においては、事業者が業務に対して適正な履行を行おうとする意識を低下させるとともに、業務の品質や機能低下を誘引するおそれがある。 【意見】 予定価格は、業務の履行可能性を確保する上での契約価格の上限額として設定されることを要望する。 予定価格の設定において、労務費単価等を引き下げるとは、事業者間の競争性を阻害するばかりでなく、業務履行に当たった意識の低下や業務の品質低下等を招くおそれがある。適切な予算措置がなければ、適切な予定価格を設定することはできないが、厳しい財政状況の中、予算の配分が制限されるのであれば、労務費単価等を引き下げのではなく、まず、工数等の仕様内容について見直しを検討する必要があると考える。	対応済	(花見川区) 本委託業務の予定価格積算については、労務単価を引き下げることなく仕様内容について見直しを検討する。 (稲毛区) 本委託業務の予定価格の積算について、令和2年度契約分より、労務費単価等を引き下げるのではなく、仕様内容について見直しを行った。 (美浜区) 本委託業務の予定価格の積算について、今後は、労務費単価等を引き下げるのではなく、仕様内容について見直しを検討する。 ※若葉区と緑区は対象外	中央区を除く 各区役所地域振興課
71	花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託 他(委託料の支払時期について)	① 現状分析 美浜区の区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホールに係る総合維持管理業務において、各月の業務完了の検査確認後、委託先事業者からの請求に基づき支払いが行われているが、平成29年度4月分の業務委託料の請求に遅れが生じたことから、その支払が5月分とあわせて6月28日に行われている。 ② 原因及び問題点 請求書日付は6月8日であったが、契約開始後の初月に係る支払において、事業者の請求内容に記載誤りがあり、請求書の修正を求めていることなどにより、請求内容確定までに時間を要したとのことである。しかしながら、本来の適法な請求書を受領する時期から1か月程度の遅れが生じる結果となっており、支払方法が各月均等払という内容に鑑みると想定しえない遅れであると考ええる。請求内容の記載誤りという事業者側に原因があり、また、提出を促す対応は行われていたとのことであるが、出納整理期間で繁忙だった市側の事務にも改善の余地があると考ええる。 【意見】 事業者への委託料支払いに当たっては、委託契約書で定める支払内訳に基づき、適切な時期に事業者へ支払が行われるよう、請求管理に留意されることを要望する。 請求内容の誤りにより適法な支払請求が遅延することは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」でも想定しうることとされているが、適法な請求書の受領時期が、本来の受領時期から1か月程度遅延し、結果として翌月分と同時期に支払いが行われている本委託業務の状況は望ましいものではない。業務の確実な履行を担保するためには、適切な時期に支払が行われることが重要であるため、市においても、事業者による支払請求が適切な時期に行われるよう指導していくとともに、請求遅延が生じないよう請求管理を実施されることを要望する。	対応済	委託料の支払時期については、適切な時期に事業者へ支払が行われるよう、請求管理に留意し支払いを行っている。	美浜区地域振興課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
72	若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託(参加資格要件について)	① 現状分析 本契約は、区役所庁舎等の美観維持及び衛生的な環境の確保を図るため、日常清掃、日常巡回清掃、定期清掃作業を委託するものである。若葉区では、前契約は平成26年度から3か年を契約期間とする長期継続契約によっていたが、平成29年度契約では、計画として進められたすべての区役所の業務委託を集約化する準備として、長期継続契約によらず契約期間を単年度に切替え、制限付一般競争入札が執行されている。 このような中、平成26年度の長期継続契約に当たっては、契約期間における支払予定額の総額(3か年の合計額)が、政府調達協定(WTO協定)の適用対象であることから、入札参加資格として地区要件は設定されていなかったが、29年度の入札執行に当たっては、単年度発注となり、支払予定額が引き下げられたため、制限付一般競争入札へ変更し、市内に本店又は本社のある事業者(市内事業者)であることを資格要件として設定している。この結果、平成26年度では、入札参加事業者が21者(市内12、準市内8、市外1)であった一方、29年度においては市内4者に減少している。なお、地区要件を設定したことによる参加可能事業者数は18者とされている。 発注課担当者に対して、平成29年度契約で入札参加資格として地区要件を求めた理由を確認したところ、前回入札執行時において市内事業者だけでも十分入札参加事業者数が確保できたことから、平成29年度入札執行に当たっては、市内事業者に参加資格を限定しても十分な競争性が確保できると判断したためとの回答を得ている。(省略) ② 原因及び問題点 市内の入札参加事業者が12者から4者に減少した原因の一つとして、3年の長期継続契約から単年度契約へ変更したことが考えられる。長期継続契約は、「千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び「千葉市長期継続契約の締結に関する規則」で定めるところにより、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、単年度契約では安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるものに認められる契約方法である。また、役務を提供する事業者側からしても、安定的に役務を提供するためには、従事者の配置等、実施体制を確立する必要があることから、複数年契約とすることにより、入札に参加しやすくなる。 一方、長期継続契約の締結に当たっては、債務負担行為としての予算措置が不要であるものの、契約期間にわたり一定額が支払われることが前提とされるため、契約期間における労務費単価等の市況変動に対応する十分な予定価格が予算配当から設定できない場合や、契約期間中に契約解除が想定される場合においては、本委託業務のように単年度契約に切り替える措置も考えられる。 このようなことに鑑みると、平成29年度契約を単年度契約に切り替えたこと自体については、各区の同種業務を集約化するという市計画によるものであり、否定されるべきものではないが、単年度契約とすることによる事業者の入札参加が減少することは想定できるものであり、また、本委託業務の性格から、毎年度の当初から役務の提供を安定的に受ける必要がある業務であることに鑑みると、地区要件の下で想定される参加可能事業者数が十分存在すること、前回契約時に十分な市内事業者が入札に参加していたことをもって資格要件を狭めることについては、より慎重に判断する必要があったと考える。 【意見】 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがある業務として、長期継続契約が適用される委託契約について、一定の事由により単年度契約によらざるを得ない場合には、当該年度に係る業務の履行可能性が十分担保されるよう、資格要件等を設定されることを要望する。 なお、次年度以降も継続して役務の提供を受ける必要がある委託業務においては、安定した役務の提供を受けられるよう、適正な予定価格のもと、長期継続契約により業務委託することが望まれる。	対応済	平成30年から3年間の長期継続契約にしたことにより、11社からの入札があった。今後単年度契約になった場合は、事業者の入札参加が減少することを想定し、適正な入札を執行するよう努める。	若葉区地域振興課
73	若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託、美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール清掃業務委託(予定価格の積算について)	① 現状分析 本委託業務の件数費単価について確認したところ、美浜区では平成28年度、若葉区は平成29年度契約に係るものと、単価設定時点に相違はあるものの、美浜区は日常清掃・定期清掃一律900円としているのに対し、若葉区は日常清掃1,000円、定期清掃(床清掃、ガラス清掃等)1,600円と区分して計算しており、かつ設定単価が高い。なお、美浜区は、再募集における入札執行に当たり、日常清掃を900円から980円へ、定期清掃は900円から1,400円へ件数費単価を引き上げている。 ② 原因及び問題点 区役所毎に清掃環境や清掃効率等に差異があると思われるため、同じ作業でも区役所間で単価の相違が生じることも想定されるが、単価の区分や単価水準について異なる内容を設定するのであれば、その合理性を十分に検証する必要がある。美浜区では再募集時に予定価格を見直し、若葉区と同じ項目で同水準の労務費単価を設定しているが、再募集は本来想定されるものではないため、適切な予算措置を行った上で、当初から予定価格の設定方法や単価水準について、仕様内容等に基づき適切に検討する必要がある。 【意見】 予定価格の設定に当たっては、各区役所の同種業務における設定区分や方法、単価の水準にも留意し、その合理性を十分検討されることを要望する。	対応済	本委託業務の予定価格の積算について、今後は、各区役所の同種業務における設定区分や方法、単価の水準にも留意し、その合理性を十分検討する。	若葉区地域振興課、美浜区地域振興課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
74	千葉市教育研究事業委託(仕様内容及び業務の履行確認について)	① 現状分析 本業務委託は、市の教育研究事業に係る外部委託と位置付けられており、市の小・中・特別支援学校の教職員で組織される千葉市教育研究会との随意契約によっている。 仕様書には、科目毎に設定された28の部会において、「それぞれが今日的な研究課題を設定し、課題解明に向けた研究活動を行う。」とあり、部会毎に課題が記載され、これに向けた指導の研究と初任者の授業実践力向上のための指導・情報提供をすることが定められている。なお、この研究の報告、初任者研修は年8回実施される定例会の中で実施されている。 一方で、同仕様書に記載の委託料の内訳は、年1回実施される全体会での講師に対する講演料及び会場使用料と研究紀要製本料から構成されており、委託料の大半は講演会に係る費用とされている。 また、業務の履行確認に当たっては、「千葉市教育研究会委託事業完了報告」が提出されているものの、仕様書で定める部会毎に提出される「研究実践報告書」については、受託者と連携をとって研修等が実施されているとの理由から入手していない。 ② 原因及び問題点 本委託業務における委託料の主な用途は、講演会に係る費用負担となっており、仕様書で定める研究活動や指導・情報提供活動に係る成果が報告されていない。また、平成29年度より従来の概算払から完了払に支払方法を変更しているが、平成28年度に千葉市教育研究会が提出する支出金精算書には、「負担金補助及び交付金」と記載されていることから、本委託料が契約当事者間の合意に基づき反対給付を求める対価的性格を有するかどうか疑念が残る。 【意見】 本委託事業の支出を、対価的性格を有する委託料と位置付けるのであれば、仕様書で活動の内容毎に事業の実施回数等を具体的に定めるとともに、仕様内容に基づく適切な価格により、契約されることを要望する。 また、仕様内容に沿って、項目毎に業務の履行確認を実施する必要がある。	対応済	契約に際しては、仕様書において、委託業務の内容、実施回数、印刷製本冊数等を明示し、委託業務の的確な執行がなされるように改善した。 契約価格についても、委託業務ごとの見積もりを実績等を勘案しながら精査し、引き続き適切な価格による契約を行う。 また、委託業務の履行確認については、業務毎に完了報告書の提出を求め、書面による確認を行うこととした。	教育指導課
75	千葉市立養護学校スクールバス運行管理委託(仕様内容について)	① 現状分析 本委託業務は、市立養護学校のスクールバス運行管理に係るものであるが、平成27年度の公募型プロポーザル方式により選定された事業者と、28年度以降継続して随意契約を締結しているものである。平成27年度にプロポーザル方式を採用した理由は、利用する生徒の負担軽減等を確実に実現するための手法について、企画提案を受けることにある。 平成28年度、29年度において1者随意契約とした理由は、主に「知的障害を持つ生徒にとって運行事業者や運転手が頻繁に入れ替わると生徒に精神的苦痛を与えてしまうため」としている。 なお、本業務は平成27年度より外部委託化しており、契約初年度である平成27年度は、直営時の所管課である教育総務部総務課が契約事務を行っており、平成28年度より現所管課が契約事務を行っている。 ② 原因及び問題点 市では、運行事業者や運転手が頻繁に入れ替わると生徒に精神的苦痛を与えてしまうことを理由として、当該事業者とその後2回にわたり単年度随意契約を締結している。一方で、平成27年度の事業者選定時には、そのような状況を想定した検討は行われてこなかった。 また、公募型プロポーザル方式により応募者を募ったものの、応募者は1者のみであったが、委託業務の内容から、単年度のみの契約を前提とした場合、運転手等を調達するに当たり、採算がとれず、応募を断念した事業者も存在した可能性がある。 プロポーザル方式を採用する理由は、より優れた企画提案を募ることにあるため、より多くの応募者を募るに当たっては、次年度以降の契約方針を含め仕様内容について、より慎重な検討が必要であったと考える。 【意見】 本委託業務におけるバスの運行管理のように、次年度以降も実施が見込まれる事業を外部委託化する際には、多くの事業者が参加し、より優れた企画提案を募れるよう、次年度以降の事業方針も踏まえながら仕様内容を検討されることを要望する。 平成28年度以降、同一事業者との1者随意契約が継続している状況に鑑みると、契約事務の透明性を高める上でも複数年契約の検討も有効であったと考える。 複数年契約による場合、債務負担行為による次年度以降の予算措置が必要となるものの、事業者による運転手の人員配置やバスの運行計画が立て易くなり、より優れた企画提案を受けることが期待できる。	対応済	令和3年度より第二養護学校で先行実施を行った。令和4年度より市立養護学校で債務負担行為の複数年契約を実施する予定である。	教育支援課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
76	学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託(競争性の確保について)	① 現状分析 本委託業務は、市内の小・中・特別支援学校の学校給食から生じる残菜等のごみについて、一般廃棄物として収集、運搬及び処理するものであるが、市内10地区に分けて発注しており、本契約以外に各9地区で9事業者と同種業務について委託契約している。 ② 原因及び問題点 全地区の入札参加者総数は12者～14者であるものの、10地区に発注単位を分割している中、1地区当たり2者～3者の入札参加者数にとどまっている。また、各地区で高い落札率が継続していることに鑑みると、競争原理が十分に働いていない可能性がある。 【意見】 本委託業務の入札執行に当たり、競争性を高めるべく以下の方策を検討されることを要望する。 各地区のみでなく、すべての地区を含めた本業務全体における入札参加者数や落札率の状況を分析の上、競争性を阻害している要因がないかの観点も含めた検証が必要である。 (a) 入札参加資格者に対する実際の入札参加者の割合を確認し、入札参加率が低い場合には、仕様内容を含めてその原因を検討する。 (b) 価格面、数量面、工程面等からみて現在のエリア分割が経済合理性・公正性の観点から合理性を有するかを検討する。 (c) 履行実績等の資格要件を官公庁に限定することの可否を検討する。 (d) 複数年契約により、契約金額の規模を大きくすることで競争性を確保できないかを検討する。 (e) 落札者は、同一業務の他エリアの入札に参加できないとするこの合理性について検討する。 (f) 希望型指名競争入札から一般競争入札への移行を検討する。	対応済	令和元年度契約分から、入札執行にあたり、競争性を高めるため検討を行い、以下の対策を行った。 (1) 履行実績等の資格要件を見直し、官公庁の履行実績に限定しないこととした。 (2) 落札者は、他地区の入札に参加できないこととしていたが、他地区の入札に参加できることとした。 引き続き、競争性を高めるため、対策方法を検討していく。	保健体育課
77	小学校給食調理業務委託(予定価格の積算について)	① 現状分析 本委託業務は、市立小学校の給食調理を行うものであり、同種業務として45契約(54校)が存在する。各契約共に、長期継続契約による3か年契約とされている。 市では、学校給食のより一層の充実と、効率的・効果的な給食運営を図るための取組みの1つとして、平成22年4月から小学校給食調理業務の民間委託を開始しており、平成27年4月から新たに4校の小学校で民間委託を実施し、現在、小学校111校中54校の小学校で民間委託を実施している。 民間事業者に委託する業務は、調理作業や学級毎に分ける配食及び教室までの運搬、給食終了後の食器具等の洗浄、給食設備等の清掃及び点検、残菜の処理及びこれらに付随する業務である。献立の作成、食材料の購入や検査、調理の指示などは各学校に配置されている栄養士が行い、給食室全体の運営は従来どおり学校と教育委員会が行うこととしている。 本業務委託における予定価格は、人件費単価を複数事業者から取得した参考見積書(事業者は任意に選定されている)の平均とし、また、当該人件費単価に仕様で定める食数乗じて直接費を算定した上で間接費を加算しているものの、最終的に値引き調整をした上で決定されている。詳細調査の対象とした平成29年度業務に係る3契約では、24者～25者が入札参加しているものの、うち2契約においては、予定価格の範囲内での入札がなく、希望事業者との随意契約によった結果、予定価格の約100%で前期間と同一の事業者と契約している。 ② 原因及び問題点 本委託業務においては、予定価格の積算に当たり、参考見積書等で導き出された実勢金額から、予算要望を考慮した値引き調整が行われている。 予定価格は本来、履行可能性を確保するために支払われるべき適切な価格を契約価格の上限として定めるものであり、その手段として参考見積書を通じた適正な市場価格の調査が行われている。当該積算においては多数の参考見積書を徴収し、異常値に配慮した上で平均単価が算出され、合理的な計算を実施しているが、一方で最終的には予算に配慮した値引きが行われており、適正な市場価格を歪める要因となっている。 このような状況は、予定価格超過により入札不調が生じる要因の一つと考えられ、再度入札へ移行する際には辞退者も発生しており、また、最終的には同地区で業務を実施してきた同一事業者が継続し落札している状況に鑑みると、公正な競争を阻害する原因となるおそれがある。 【意見】 予定価格の積算において、市場価格を考慮しない値引きは、公正な競争性を阻害する原因となるおそれがあるため、仕様内容の見直しを含めた適切な価格設定が行われることを要望する。	対応済	多数の参考見積書を徴収した上で、予算に配慮した値引調整を行わず適正な市場価格を反映した予定価格を積算し、価格設定を行っていく。	保健体育課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
78	小学校給食調理業務委託(委託事務の管理について)	① 現状分析 本委託業務は、長期継続契約による3か年契約であり、児童・教師へのアンケートと学校長及び栄養教諭等による業務委託の評価(履行状況確認と総括)が実施されているが、その実施は契約初年度のみである。 ② 原因及び問題点 委託業務の品質は契約期間中にわたり確保される必要があり、契約初年度のみの評価では、期間中にわたる業務の品質を担保し得ない。学校長及び栄養教諭等による委託の評価(履行状況確認と総括)は、安全面・衛生面といった品質に直接影響を与える事項の評価であることから、契約初年度のみの確認では不十分と考える。 【意見】 長期継続契約における委託業務の品質評価については、契約期間にわたり品質を担保する観点から、年度毎に実施されることを要望する。	対応済	委託業務の品質評価については、年度毎に実施し、履行状況確認及び委託の評価を行う。	保健体育課
79	小学校給食調理業務委託(積算内訳書の徴収について)	① 現状分析 本委託業務において、落札者決定に当たり徴収する積算内訳書の内訳が明示されておらず、入札価格のみ記載されているもの、人件費の記載が一式となっており、従事者の人員数や労務費単価が記載されていないものがある。 ② 原因及び問題点 市では、入札執行時の落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分検証することとしている。 本委託業務においては、調理作業、配食及び教室までの運搬、給食終了後の食器具等の洗浄、給食設備等の清掃及び点検、残菜の処理及びこれらに付随する業務の履行が求められており、従事者の配置数や労務単価の検証が重要となる。そのような業務委託において、項目毎の内訳がなく入札価格の内訳を一括した積算内訳書を徴収するだけでは、不十分である。 【意見】 落札者決定に当たっては、項目別の内訳として工数、労務費単価等が記載された積算内訳書を徴収した上で、入札価格の積算根拠を確認するとともに、最低賃金など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうかを十分検証されることを要望する。	対応済	落札者決定に当たり、項目別の内訳として労務費単価等が記載された積算内訳書を徴収した上で、入札価格の積算根拠を確認し、適正な業務の履行確保が可能かどうかの検証を行う。	保健体育課
80	千葉市文化財普及業務委託(契約の内容について)	① 現状分析 本委託業務は、文化財普及業務として、市内で出土した埋蔵文化財等を活用した講座や企画展示を行うものとして、公益財団法人千葉市教育振興財団との1者による随意契約を締結している。 委託料の支払は、平成28年度までの委託契約では、地方自治法施行令第162条第6号及び千葉市予算会計規則第59条第2号の定めるところにより、概算払が行われていたが、平成29年度委託契約より、毎月の実績払による方法へ変更されている。 契約締結時には、実績払の方法として、契約価格の12分の1を均等払することとしていたが、その後の協議により、委託先による業務内容毎の履行実績に応じて支払う方法に変更している。これにより、平成29年度は、毎月の業務実績に基づく同財団法人からの請求により支払が行われている。なお、支払方法の変更に伴う変更契約書は作成及び締結されていない。請求単価は、契約締結時の見積積算書(内訳書)に基づき設定されているが、一方で、見積積算書においては、事務局経費等の間接経費が多く含まれていることから、業務内容毎の請求単価を算定するに当たっては、間接経費の按分計算が必要となる。 ② 原因及び問題点 契約締結時、契約書上では完了払による支払方法を定めるとともに、均等払による支払計画書が作成されていた。一方で、本委託業務における仕様の性質上、各月における業務内容毎の実施回数は変動的であり、均等払とすることとした合理性は認められないと考える。この点については、支払開始前の協議により是正されているが、本来であれば、概算払から支払方法を変更した平成29年度の契約事務において、本業務委託の内容を十分考慮した上で、適切な支払方法を契約締結時に設定すべきであったと考える。 また、契約締結後に支払方法の変更を行う場合においても、見積積算書に基づき業務内容毎の請求単価を協議した上で契約変更手続を行い、変更内容を明確にする必要があったと考える。 【意見】 契約内容を見直すに当たっては、業務委託の内容を十分に評価した上で、仕様等を決定されることを要望する。また、契約締結後にその内容を変更する際には、発注者と受注者による協議内容を踏まえ、見書を交わすなどの契約変更手続を行い、変更内容を明確にされることを要望する。 本業務委託においては、支払方法を概算払から実績払へ変更するに当たり、契約事務手続の過程で委託業務の内容を適切に評価していれば、業務内容毎の履行実績に応じた支払方法を当初の契約内容に含めることが可能であったと考える。 なお、次年度以降の契約に当たっては、受注者から見積積算書を徴収する際に、あわせて請求単価の提示も求め、市でその内容を検証の上、契約内容に請求単価を含めることが必要と考える。	対応済	千葉市文化財普及業務の支払い方法については、平成29年度当初契約では均等払いとしていた毎月の実績払いを、平成30年度契約からは、受注者による業務内容毎の履行実績に応じて支払うものとして仕様を改めることで対応した。 請求単価の契約内容への反映については、平成31年度より、契約締結時に見積積算書を基に業務毎の請求単価の定め、契約書に綴じることとした。 今後、支払い方法などの契約内容に見直しを図る必要が生じた際には、業務発注前に本業務委託の内容を十分評価した上で、仕様等を適切に決定することとする。 また、契約締結後の履行期間中に、その内容を変更する必要性が生じた場合についても、適切な契約変更手続を行い、変更内容を明確にすることとする。	文化財課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
81	千葉市図書館ブックメー ルカー業務 委託(予定価 格の積算に ついて)	① 現状分析 本委託業務は、市立図書館・分館、公民館図書室、サービスポイント間における図書資料等の集荷、仕分け及び配送作業である。図書館利用者が図書資料を千葉市図書館・分館、公民館図書室のいずれでも貸出、返却を行えるようにすることを目的とする。 入札参加資格要件として、地区要件は設けられていないが、その他資格要件として、貨物自動車運送事業法の許可を受け又は届出している、貨物利用運送事業法の登録をしている、元請として、同種・類似業務の履行実績を有することなどが求められる。一般競争入札によっているものの、同一事業者との契約が継続している。また、1者又は2者による入札状況が継続しており、平成29年度では1者入札であったが、入札不調による見積合わせへ移行し、最終的には予定価格の100%で随意契約が行われている。 予定価格を積算するに当たり、参考見積書を委託先事業者1者から取得している。この方法を採用する理由として、発注課は「最低価格を把握する上で最も有効と考える。本委託については入札希望事業者が少なく、他社の応札価格も落札者と大きく乖離していることから、複数事業者から見積もりを徴収するメリットが少ない。」と回答されている。これは、市契約規則に則り、配付された予算の範囲内において予定価格を収めることを目的としたものである。 なお、平成27年、28年及び30年度においては、入札参加者は2者であるものの、最低入札価格と最高入札価格では、約7～13百万円の乖離が生じている。 ② 原因及び問題点 予定価格は、予算執行の際の上限額としての性格を持つ一方で、業務の履行可能性を確保するために支払われるべき適切な価格を契約価格の上限として定めるものである。予定価格の積算に当たり参考見積書を入手する目的は、本来、適正な市場価格を調査するものであり、最低価格を把握するために行われるものではない。最低価格を基準として設定された予定価格の下で決定された契約価格によった場合、本委託事業を受注した事業者による業務の履行確保に影響が生じるおそれがある。 なお、本委託事業に係る平成29年度入札において、委託先事業者が1者入札時に応札した際の入札価格は、予定価格を大幅に超過している。このような状況に鑑みても、本業務委託における予定価格の設定方法及び金額には、問題が認められる。 【意見】 予定価格の設定に当たり、参考見積書を利用する場合には、委託先事業者以外の複数事業者から取得し、市場価格を十分に調査した上で、適正な価格を設定されることを要望する。	対応 済	令和2年度の委託契約を締結する際に、予定価格の算定にあたって、複数の業者から見積書を徴収し、適正価格を設定した。	中央図書館管 理課
82	千葉市図書館ブックメー ルカー業務 委託(仕様内 容について)	① 現状分析 本委託業務では、市立図書館・分館、公民館図書室、サービスポイント間における図書資料等の集荷、仕分け及び配送を行うものであるが、地区館を巡回する運行コースの数及びコース毎の走行距離数、図書資料の搭載数量が募集要項や仕様書に盛り込まれていない。 ② 原因及び問題点 本委託業務への入札参加を希望する事業者にとり、入札参加の可否や入札価格を積算する上で、運行コース数やコース毎の走行距離数、図書資料の搭載数量といった情報は重要な内容である。これらの情報が適切に開示されなければ、競争性を確保することができないばかりか、既存事業者と新規参入事業者との間で仕様内容に係る情報の非対称性が生じ、公正かつ公平な契約手続が行えない可能性がある。 また、これらの事項が明らかにされていなければ、最低価格を提示した落札候補者に対して、積算内訳書等に基づく業務の履行確保等の状況を、適切に検証できないおそれがある。 【意見】 事業者による入札参加の判断及び入札価格の決定、市による落札者決定時の積算内容の確認において、適切な情報の下で積算や業務の履行可能性の判断ができるよう、運行コース毎の走行距離数や図書資料の搭載数量等、より具体的な仕様内容を仕様書へ盛り込まれることを要望する。	対応 済	令和元年度の委託契約を締結する際に、仕様書において、図書資料の搭載量・運行コースの距離等を明記した。	中央図書館管 理課
83	千葉市図書館ブックメー ルカー業務 委託(積算内 訳書の徴収 について)	① 現状分析 本委託業務において、落札者決定に当たり徴収する積算内訳書の内訳が、直接費(人件費)と間接費(諸経費)を合算した単価に運行日数乗じることによって算出された金額になっており、業務を履行するに当たっての従事者数や労務費単価の情報が記載されていない。 ② 原因及び問題点 市では、入札執行時の落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分検証することとしている。 本委託業務においては、入札不調により随意契約へ移行した結果、予定価格と契約価格が一致しているが、事業者決定に当たっては、積算内訳書により従事者数や最低賃金法に照らし適切な労務費単価が積算されているかを確認する必要がある。特に、本委託業務では、当初入札価格から価格を大きく引き下げての決定であるため、より注意を払い積算内訳を検証する必要があったと考える。 このような状況において、内訳が直接費と間接費を合計した単価のみでは、業務の履行可能性等の可否を判断する材料としては不十分である。 【意見】 事業者決定に当たっては、項目別の内訳として工数、労務費単価等が記載された積算内訳書を徴収した上で、入札価格の積算根拠を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうかを十分検証されることを要望する。	対応 済	令和元年度の委託契約を締結する際に、従事者数・労務費単価等記載の積算内訳書を提示させた。	中央図書館管 理課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	対応状況	対応内容	所管課
84	千葉県図書館ブックメーラー業務委託(業務の履行確認について)	① 現状分析 本委託業務においては、仕様内容で日々の業務実施報告の様式は定められておらず、現在の運用としては、業務日数が報告されているのみで、コース毎の運行日時やドライバー名、全ての地区館を漏れなく巡回したかなどについての報告はなされていない。 ② 原因及び問題点 本委託業務においては、業務日数のみの報告では業務が仕様書どおりに履行されていることを確かめることができず、また、業務を適切に評価することができないおそれがある。平成29年度において、事業者からの提案により巡回コースが従来の8コースから9コースへと変更されているが、それに伴う効果を業務日数のみで検証することはできない。市として巡回計画の適正化を図ることなどを目的として、仕様設計の妥当性、見直しの必要性を検証することが困難であるとする。 【意見】 本委託業務の履行確認に当たっては、仕様内容に基づく業務の履行状況が確かめられるよう、コース毎の運行日時、ドライバー名、全ての地区館が漏れなく巡回されたかなどの項目に対して報告を求める報告書様式を定め、運用されることを要望する。 これにより、本事業の実施状況をより的確に把握することが可能となり、巡回計画の適正化等を図るため、仕様設計の妥当性や見直しについて検証を実施することも可能になると考える。	対応済	令和元年8月から、すべてコースにおける業務の履行確認ができる報告書様式を定め、実施することとした。	中央図書館管理課